

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成30年12月11日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

20番 中根利兵衛君

21番 小松崎伸君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 2名

10番 市川圭一君

19番 柳井哲也君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	田上	洋子君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君

平成30年第4回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成30年12月11日（火）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時01分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

10番市川圭一君及び19番柳井哲也君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、9番池辺己実夫君。

〔9番池辺己実夫君登壇〕

○9番（池辺己実夫君） おはようございます。本日トップで登壇します創政クラブ所属の池辺己実夫です。よろしく申し上げます。

それでは、通告書により一般質問をします。

牛久市を取り巻く公共交通の現状と今後の展望について質問いたします。

私は、平成27年に牛久市議会議員にさせていただいて以来、議員活動を通じて現在の少子化による急速な人口減少と高齢化の問題について学んできました。そして、それと同時に起きている大都市圏への人口流出に伴う地方の衰退の現状について不安を覚えました。牛久市においても、現時点では人口がふえ続けているものの、既に陰りが見えてきております。国は、地方創生などさまざまな対策を講じていますが、その成果は一朝一夕にあらわれるものではありません。

そのような中で、私は、議員になる前から公共交通の問題に強い関心を持っており、公共交通の充実の必要性も感じておりました。なぜなら、公共交通の充実とは、もはやまちづくりの根幹をなすと言っても過言ではないからです。このようなことから、私は、牛久市の魅力を高め、さらには人口増につなげることができるよう、牛久市を取り巻く公共交通の改善に努力してまいりました。

具体的には、先進事例の視察や調査研究、また、近隣市の同僚議員と連携し、国土交通省や茨城県への要望活動や鉄道会社への陳情活動、さらには、牛久市やつくば市などおのおの自治体への要望活動を行ってま

いりました。

国交省にお伺いした際には、牛久市の公共マップやかっぱ号に関する資料を持参したところ、全国のコミュニティバスの参考にしたいと言われ、牛久市の取り組みに対して高い評価をいただき、大変うれしく思い、誇りに思いました。

今任期4年間の総括として、これからの活動の成果を確認させていただきたいと思います。

近年の公共交通の取り組みについて現在までの進捗と今後の方向性についてお伺いします。まず、市独自の取り組みの現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 市独自の公共交通の取り組みの現状に関する御質問にお答えいたします。

本年度は、ボランティア移送サービスについて進展がございました。このサービスは、地域住民が実費相当額の利用料で同じ地域の住民を移送するサービスであり、市では、デマンドタクシーなどの本格的なデマンド交通を補完するサービスと位置づけております。

本年11月から岡田小学校区地区社会福祉協議会によるサービスが、市社会福祉協議会のコーディネートのもと開始されており、この取り組みは、既に実施されている牛久第二小学校区地区社会福祉協議会の買い物サポートに続き、本市における2番目の取り組みとなります。

市は、本サービスで使用する車両補助、国などの関係機関との調整及び制度設計を行っております。

次に、公共交通空白地有償運送につきましては、実施主体であるNPO法人サンライズへの運行費等補助金を増額いたしました。

公共交通空白地有償運送とは、国土交通省の認めている移送サービスで、公共交通空白地の指定を受けた地域の住民を、国に登録したNPO法人などがタクシーの半額程度の費用で移送するものです。

牛久市におきましては、小坂団地を除く奥野地区が空白地の指定を受けており、NPO法人サンライズが、移送サービスを実施しております。

平成29年度には、登録者109名に対して車両5台でサービスを提供し、利用件数は2,144件で、平成28年度の2,069件から75件の増加となっております。

このサービスは、公共交通の性質が強いことから、市が補助金を交付しており、補助金額は平成29年度は250万円、平成28年度が373万円となっております。

なお、平成28年度は、老朽化した車両の買いかえのための車両購入費補助130万円が含まれておりません。

今年度は、実施団体からの常時勤務運転手確保を目的とした補助金増額要望に基づき144万円を増額し、394万円を交付いたしました。

市としましては、奥野地区の公共交通空白地対策の一つとして、今後も継続的な支援を実施してまいりま

す。

以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 地域を支える地区社協のボランティア活動への新たな支援と公共交通空白地有償運送を支えるNPOへの支援の強化を行っていただいたことがよくわかりました。

住民の移送サービスは非常にコストがかかるものですので、ボランティアやNPOと連携してコスト削減にも配慮した事業を今後進めてください。

次に、広域連携の現状についてお伺いいたします。

地域連携に関して、私は特に私自身が田宮に住んでいることもあり、つくバスの牛久駅乗り入れや牛久市内を通るルートへのバス停設置など既存のバス路線の利便性向上について、つくば市の同僚議員とともにつくば市に働きかけてきました。

それに関することについての現状はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 広域連携の取り組みの現状に関する御質問にお答えいたします。

つくバスの牛久駅乗り入れにつきましては、つくば市に確認をいたしましたところ、つくバスの延伸ではなく、牛久駅に乗り入れしている既存の路線バスの利用者への運賃補助により、つくバス並みの運賃で路線バスに乗車できるようにするとのことでした。

また、既存のつくバスのルート改善の一環としては、牛久市田宮町地内のバス路線上に新たにバス停を設置する計画があるとのことでした。

この件につきましては、本年8月につくば市から停留所設置の可否について照会がございました。

その後、11月に開催されました下妻市、桜川市、筑西市、常総市、牛久市、つくば市の6市による「公共交通の広域連携を図る検討会議」担当者会議における各市の取り組みの発表の場で、つくば市から「現行のつくバスのルート上で、つくば市外に当たる場所に停留所の設置を複数検討している」旨の報告がなされました。

会議後に個別に確認しましたところ、検討している場所の1つが御質問にある田宮町であるとのことでした。

具体的な場所につきましては、県道野田牛久線沿いの田宮西近隣公園付近で検討しているとのことであり、

市としましても、公共交通の利便性向上の観点から、今回の停留所設置には前向きに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） ただいまの答弁の中、牛久市内に設置されるつくバスのバス停についてお伺いします。

設置の場所は、今説明受けたのであれなんですけれども、場所は1カ所なのか、答弁、1カ所以上なのか、お願いします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 設置の時期等につきましては、今後のつくば市の公共交通活性化協議会での協議などの手続があるので、早くても新年度になるということでございます。また、設置箇所につきましては、現時点では未定でございますけれども、少なくとも1カ所以上の予定であると伺っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 1カ所以上の予定とお答えいただきましたが、現行のかっぱ号のバス停は牛久市の公共マップにも記載されているように、つくば市内に3カ所、弁天前、宝陽台北、宝陽台公民館前とありますので、牛久市内のつくバスのバス停もぜひ3カ所以上は設置していただきたいと考えております。そして、早期の実現に向けて、私も引き続きつくば市への要望活動を行うとともに、市としても、さらなる連携をしていただくことに大きな期待をします。

それでは次に、独自の取り組みの今後はどのようなになっているのか、現状の課題も含めてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 市独自の公共交通の取り組みの今後に関する御質問にお答えいたします。

市コミュニティバスは、平成28年6月に策定された「牛久市地域公共交通網形成計画」において、既存の路線バス系統を補完するものとして位置づけられております。このため、コミュニティバス導入は路線バスが運行されていない市街化区域及び郊外団地内の人口密度の高い地域で検討することとしております。

同計画における人口密度の高い地域とは、1ヘクタール当たり30人以上の人口がある地域で、そのような地域の中で、コミュニティバスが運行されていないのがひたち野うしく駅を中心としたひたち野うしく地区になります。この地域で路線バスが運行されていないことが課題の1つとなっており、現在、ひたち野うしく地区へのかっぱ号ルート新設を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 地方によって路線バスがなくなりつつある今、潜在的な需要のある人口集中地区への交通インフラの先行整備は、長期的な利用を根づかせるものになっていくと思います。ぜひとも早期実現に向けてさらなる努力をお願いします。

それでは次に、広域連携の取り組みの今後はどのようなになっているのでしょうか。稲敷エリア広域バスなどは、各自治体の考え方もいろいろあると思いますが、可能な範囲でお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 広域連携の取り組みについての今後でございますが、稲敷エリア広域バスについては、平成29年2月から実証運行を経て、現在に至っております。31年度は美浦・龍ヶ崎ルートと江戸崎・阿見ルートの運行終了が決まっております。

このような中で、江戸崎・牛久ルートにつきましては、運行継続について稲敷市と協議中であります。

これは、牛久市として、奥野地区の拠点となる奥野生涯学習センター、ひたち野うしく地区を結ぶ公共交通の役割を重視したことと、稲敷市からの路線継続の申し入れを総合的に検討しての施策であります。

利用者の今後の見込みといたしましては、利用実績に関して、平成29年11月のバス1便当たりの乗車人数が1.6人であったものが、平成30年8月には2.3人に増加しており、継続的に運行することによりさらなる利用者増加が見込まれると思われまます。

実際の乗降者ベースでも、平成30年度上半期6カ月間の利用者数は3,529人で、これは平成29年度の下半期の2,596人から933人の増加となっております。

また、江戸崎・阿見ルート利用者からの流入も見込めております。

加えて、運行継続にあわせて、平日1日4往復であったものを夕方時間帯に増便して、5往復にすることも検討しており、通勤・通学の利便性向上を図っております。これにより、行き帰りのバスを利用できる方がふえ、一層の利用者増を見込んでおります。

今後も継続に向けた検討を行っていきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 市長より説明を受けたように、市の取り組みはよくわかりました。龍ヶ崎市、阿見町、美浦村が広域バスから撤退することは、非常に残念です。懸念材料として、稲敷市も市長が変わり、考え方も変わるかもしれませんが、公共交通の連携については継続してもらえものと期待しております。私も、前は稲敷市民として生活していたこともあり、稲敷市の住民やまた議員とも仲よくしている関係もあるので、一生懸命可能な限り働きかけを行い、努力したいと思います。

それでは最後に、行政の取り組み以外の鉄道などその他の公共交通の現状についてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 鉄道など行政の取り組み以外の公共交通の状況に関する御質問にお答えいたします。

JR常磐線においては、関係者の長年の要望活動が実り、平成29年10月のダイヤ改正において、朝の通勤時間帯の東京行駅乗り入れが実現しております。この改正により、牛久駅の時刻で午前6時台に普通列

車2本、午前7時台に普通列車3本、特急列車1本が品川駅乗り入れとなりました。これで、始発の午前5時台から午後9時台までの全ての時間帯において、常磐線普通列車の東京駅乗り入れが達成されたこととなります。あわせて、品川駅発の下り列車も増便されており、東京圏と牛久市の交流人口の増加につながる事が期待されます。

このことに関しては、多くの関係者の方々の長年の努力が実を結んだ結果だと考えており、市といたしましても非常に喜ばしいことであります。

今後は、市の活性化のため、交流人口のさらなる増加を目指して、列車本数の充実と東北本線、高崎線に続く横浜など神奈川方面への延伸の実現に向けて、要望活動を継続してまいります。

議員におかれましても、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 市の公共交通の状況はよくわかりました。

私も東京に、学校に行ったり、仕事に行っているときには常磐線を利用させていただいて、今は、本当に午前7時台の列車の東京乗り入れは、私もJRの陳情活動を行いましたので、活動の成果が上がって本当にうれしく思っています。

ただいま次長のほうから答弁をいただいて、常磐線や東北本線、高崎線が始発電車であった上野から東京方面へ、さらには東京を越えて神奈川方面へと延伸されていくことを思うと、同一のJR管内とはいえ、路線の縛りを越えた路線づくりができることは、私たち利用者の目線に立った柔軟な発想があつてできることだと本当に感じました。

コミュニティバスにおいても同様に、各自治体の垣根を越えた相互連携が利用者の利便性の向上に必要であると改めて思いました。私もこれからますます努力して、周りの議員初めいろいろな方と要望活動をしていきたいと思えます。

今後も市民のために立った公共交通施策の一層の推進をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（板倉 香君） 以上で、9番池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時25分休憩

午前10時36分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番黒木のぶ子君。

〔8番黒木のぶ子君登壇〕

○8番（黒木のぶ子君） 会派は市民クラブ、地域政党であります茨城県民フォーラムの黒木のぶ子です。どうぞ、今回もよろしくお願ひしたいと思います。

最初の質問は、感染症についてであります。

感染症は、誰か1人が感染症になることで、より多くの人が感染することになりますので、大変恐ろしい病気でもあるわけです。過去におきましても、人類の歴史は多くの感染症で多くの命が失われてきましたが、人類の英知と努力で数々の感染症に対し予防免疫の確立がなされてきてはおりますが、疫学研究者たちは、今なおさまざまな病原体との闘いであり、その対策に苦しみ、悩み、日々研究されているのです。

ウィルスや細菌によります感染症は、一般的特徴といたしましては、過去に流行した感染症が再度流行し出す場合、後で質問いたしますが、結核などはそのよい例ではないかと思ひます。そしてまた、新たな発見と言われておりますエボラ出血熱やH I V、エイズですね。レジオネラ菌、これも皆さん記憶に新しいとは思ひます、石岡市のほうの入浴施設で何人かこのレジオネラ菌で亡くなったというような記憶がありますので。そのほかに鳥インフルエンザ等のように、1970年以降に発見されたこのようなものは「新興感染症」というそうですけれども、この新興感染症は、まだ予防対策が確立されていないために世界的大流行（パンデミック）があるというような危険性もはらんでいるわけです。

ところで、こここのところ、新聞やテレビ等で報じられております風疹も感染症ですが、最初は関東の都市圏から広島や福岡などの西日本へと感染圏が拡大し風疹患者が出ているというような状況であります。去年と比較しましても罹患者数が2.2倍となり、流行が続いているとのことですよ。

そこで、質問いたしますが、日本は、早くからはしかとか風疹の予防接種が行われていたかと思ひますが、予防接種についてお聞かせください。また、感染症ですから、予防接種をしなかった人への対応についてもあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

麻疹・風疹の予防接種は、予防接種法において、集団発生予防と重篤な疾病の予防に重点をA類疾病に分類されており、集団発生を予防するための目標接種率は95%以上となっております。予防接種の対象年齢は、1歳と就学前の年齢に当たる5歳のお子さんで、麻疹風疹混合ワクチンを2回接種しております。

牛久市の接種率は、1歳児の第1期は、平成28年度98.8%、平成29年度99.6%、就学前の年齢、5歳児の第2期は、平成28年度96.7%、平成29年度96.3%となっております、目標の95%を上回っております。

市の対応といたしましては、接種対象者が望ましい接種期間内に接種できるよう、予診票を個別に通知を

しております。その後、未接種者に対しまして、年間3から4回、はがきによる接種勧奨を行い、さらに受けていない方には、電話や訪問にて直接状況をお聞きしております。疾病等さまざまな状況により定期接種時期に接種が受けられない方につきましては、個別に相談に応じております。

現在、麻疹は平成27年3月にWHO西太平洋地域事務局より、日本は麻疹排除状態にあることが認定されました。風疹は定期接種の対象とならなかった年代を中心に発症が見られ、国も対応を検討しているところです。市では、国の動向等を踏まえ、市民が安心して暮らせるよう、対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま答弁いただきましたけれども、本当に子供たちの、昔は予防接種なんかもなくても自然感染などをしていたわけですけれども、麻疹が、今答弁がありましたように、WHOのほうから、日本は麻疹は感染症じゃないというようなお墨つきをいただいたというような答弁ですけれども、現在、麻疹と風疹の予防接種は1歳と5歳児に接種しているとの答弁ですが、いつから2回の接種となったのか。そして、2回の接種の必要についてのその理由をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 麻疹風疹混合ワクチンの接種対象者が第1期である1歳児と第2期である就学前年齢の5歳児の2回接種となったのは、平成18年4月1日からとなっております。経過措置として、平成20年から平成25年にかけては、中学1年生に第3期、高校3年生に第4期として接種をしております。現在、平成22年4月2日以降に生まれた28歳8カ月までの方は、麻疹風疹混合ワクチンを定期接種として2回接種する機会があったことになります。

次に、2回接種の必要性ですが、1回のワクチン接種により有効な免疫が獲得できる割合は約95%となっております。1回の接種では有効な免疫がつかない場合があること。また、免疫が獲得されても時間の経過とともに免疫が衰退することから、再度、有効な免疫として強固なものにするために2回の接種が必要となっております。2回の接種を受けることで個人が免疫を獲得し、発症と重症化予防ができ、さらに、一定の集団における接種率が95%以上を維持することで感染拡大を予防し、集団発生の抑止にもつながると言われております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 2回の接種ということで、1回でも大丈夫だけれども、2回することによってさらなる免疫をつけるというようなことでありますけれども。今の答弁ですと、現在の予防接種率は95から96%との高い接種率であるようですが、今流行しているというのはどのような要因であるのか、そのわけをお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 平成30年11月28日現在、風疹に罹患している人は、茨城県で58人、全国で2,186人です。平成29年は、1年間で茨城県1人、全国で93人でしたので、昨年に比べ多くの方が罹患しております。

十分な免疫をつけるためには2回の接種が有効とされていますが、罹患した多くの方が30歳代から50歳の男性です。これは予防接種を受けていない、または、1回しか接種していない世代と一致しています。現在28歳8カ月から39歳7カ月までの男性は1回接種のみで、39歳8カ月以上の男性については定期接種の機会がありませんでした。国も予防接種と流行が大きく関与していると考えております。

風疹は、麻疹に比べると感染力や死亡率は高くはありませんが、妊娠20週ごろまでに妊婦が風疹に感染すると胎児に先天性風疹症候群が生じることがあります。妊婦を風疹から守るためにも、今後の国の動向に注意して対応してまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 年齢で1回しか予防接種をしなかったというようなことでの今流行しているということ伺いました。

それでは続きまして、小中学校時での抗体の検査についての質問ですが、日本では、年齢別にさまざまな予防接種をして、抗体がほとんど形成されているものと認識しておりますが、子供の中には抗体が形成されにくい体質や、先ほど御答弁にもありましたように、免疫の衰退が生じている場合も考えられ、また、薬剤の服用等によって抗体が形成されていない場合もあるかと考えますが、学校という非常に感染症にかかりやすい集団生活での、抗体があるか、ないかというような検査等に関してはどのように考えていただけるのか、お聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 感染症の流行を抑制するための集団免疫率は、感染力が強い感染症ほど高い必要があります。最も感染力の強い麻疹の集団免疫率は90から95%、風疹は80から85%で集団感染を予防できると言われております。

現状で、牛久市の麻疹・風疹の予防接種率は95%以上であり、集団免疫率より高いことから抗体検査の必要はないと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今の御答弁で、本当に大切な将来を担う子供たちですので、感染の心配はないというような答弁でしたので安心いたしました。

それでは、次の質問となりますが、学校におけます感染症の対応ですが、学校保健安全法では、例えば風疹や麻疹についての出席停止日数は発疹が全て消えるまでとされておりますが、感染症に罹患した場合の一般論といたしましては、完治とか感染の危機はないなどの医師の診断書が必要になるのかどうか、その辺の対応についてどのようにされるのか。また、感染症の種類につきましても、どのようにしているのか伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 感染症につきまして、麻疹・風疹は、学校保健安全法施行規則に出席停止の期間の基準が明記されておまして、麻疹にあっては解熱した後3日を経過するまで、風疹にあっては発疹が消失するまでというふうに明記をされているところでございます。

感染症の種類といたしましては、学校保健安全法施行規則に、エボラ出血熱を初め、多種にわたり定められております。当市で本年4月から11月で発生したものといたしましては、感染性胃腸炎、インフルエンザ、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、水痘などが報告をされております。

例えば感染性胃腸炎（ノロウイルス）ですが、同施行規則において、出席停止の期間の基準が明記されてはおりませんが、児童・生徒が感染性胃腸炎に罹患した場合の学校の対応といたしましては、医師の診断に従い出席停止を決定しているところでございます。その際、医師の診断書の提出は不要というふうになっております。担任の先生は、出席停止期間中の病状について、日々電話等により連絡をとって確認をしております。出席停止の解除は、感染性胃腸炎と診断された際の医師の指示に基づいているところです。例えば、医師が治癒するまでの期間に1週間程度の期間が必要と判断した場合、この時点で症状がおさまっていれば、学校への出席が可能となるというところでございます。

ノロウイルスが原因の感染性胃腸炎の患者発生は、例年12月中旬にピークとなる傾向にございます。11月中旬に茨城県教育委員会から発信された、ノロウイルスの食中毒及び感染予防対策の啓発通知及びリーフレットを市内の各小中学校へ配信し、衛生管理についての周知、啓発をお願いしております。

冬季はノロウイルスが流行いたします。感染予防の基本は手洗いということになります。必ず液体石けん等で手を洗う習慣を身につけ、感染予防に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま2つの確認事項といいますが、感染症にかかった場合であっても、登校する場合、医者や診断書等は要らないということと、それと、例えば冬場に感染しますノロウイルスみたいなものについても、治ってから3日ぐらい経過すれば大丈夫だということで登校するというような形で、今御答弁されたわけですがけれども、ノロウイルスなどは、大変、嘔吐とかそういうものについて飛散した場合、その飛散した手や洋服や顔などについているものが、また食中毒という……。あれはウイルスですかね、細

菌ですかね、そういうものなので、どうしてもつきやすいというふうを考えているわけですが、

今まで牛久市においてノロウイルスというようなことはなかったように記憶しておりますけれども、近在では、どこか、江戸崎だったかな、何かどこかあったような記憶があるんですけども、ちょっと定かではないんですけども。その辺について、しっかりと学校で手洗い・うがいとかそういうものについて御指導していただければ、冬場の感染症の一つということなので、ぜひ子供たちに注意を促していただければと思います。

続きまして、結核についての牛久市の現状についてお聞きいたします。

2014年に厚生労働省が発表いたしました日本人の死亡原因の第1位はがんですが、1950年までは結核が死因の第1位で、明治時代に流行し、日本の国民病と恐れられていましたが、今や衛生面や栄養状態の改善と、さらに治療の進歩などから、現在、身近な病気ではなく昔の病気となり、医師や看護師などの医療関係者でさえ、自分の接する患者が結核と思わずに感染してしまうというような現実もありまして、本当に忘れられた感染症ですが、2013年に厚生労働省が示した新規の患者数が2万495人で罹患率は16.1%、死者も出ておりまして2,084人ということですが、牛久市における結核の罹患率と年齢別の罹患率について、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 結核は、御案内のように、昭和20年代までは国民病と言われておりましたが、治療法の進歩により年々減少しております。しかし、法律に基づく感染症の全数把握対象疾患の中で罹患率が最も多いのが結核となっております。

平成29年の全国の新規結核登録患者数は1万6,789人、死亡数は2,303人となっており、1日に46人が罹患し、6人が命を落としているという状況です。

結核は、せき、くしゃみなどで空気中に飛び散った結核菌を吸い込むことで感染しますが、通常の免疫機能があれば、発病する確率は10%前後とされております。しかし、結核菌は、体の中に潜伏し、免疫力が低下したときに発病します。初期症状が風邪と似ているため、受診や治療がおくれがちとなり、重症化と感染拡大を招いております。2週間以上、せきやたん、微熱が続くようであれば結核が疑われますので、早目に医療機関を受診する必要があります。治療は、抗結核薬を一定期間きちんと内服することで治癒しますが、手おくれになると死に至ります。

次に、平成29年の牛久市の新規結核登録患者数は15名でありまして、年齢別では、30代が2名、40代1名、60代1名、70代及び80代がそれぞれ4名、90代が3名となっており、60歳以上の罹患率が8割を占めております。罹患した方が、潜伏期間を経て、高齢化による免疫力の低下に伴い発症するケースが多くなっており、全国でも7割が60歳以上となっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今御答弁がありましたように、結核にかかった場合、結核というのは、結構、昭和の時代になりまして、ツ反でその免疫性がない人にはBCGということでもありますけれども、昔の病気ということと、ずっと何十年も結核菌というものが体内に潜伏し続ける。そして、それぞれの個人の免疫力と病原体の力関係でこの病気は発症するとされておりますけれども、牛久市におきましても何人かはこのように、今数字で示されたように、46人が月に罹患しているということですので、今、やはり高齢者が多くなっているということと、高齢者の方が、この結核と風邪というものの病気が、ただいま御答弁にありましたように、大変類似しているということでございますので、この辺のことがしっかりと把握されていないと、知らないうちに、年寄りの方たちはよく病院にも行きます。それと老人会などの集団のそういう場所にも出席されるかと思っておりますので、そういう人たちが集まる場所でやはり罹患していくというようなことが大変心配になっていくわけですけれども。ただいま御答弁にありましたように、高齢者だけの病気ではありませんけれども、やはり、高齢者を中心に、啓発・普及を含めた何らかの予防対策を考える必要があるのではないかと思いますので、執行部の御所見をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市での結核予防対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の2及び施行令第12条に基づき、65歳以上の市民に定期健康診断として結核健診「胸部レントゲン検査」を実施しております。

より多くの市民の皆様にご覧いただきたくため、牛久市健康づくり情報・年間予定表の「すこやか」、広報うしく、ホームページ、かっぱメール、エフエム等を活用し、日程の申し込み方法を御案内しているところでございます。また、国民健康保険加入者につきましても郵送や訪問などで個別に受診勧奨を行っております。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 本当に厄介な結核というものなんですけれども、結核の治療薬にはストレプトマイシンという本当に特効薬がございまして、このおかげで、死亡率の第1位となっております結核が日本では忘れられた病気というふうにはなっているんですけれども、このストレプトマイシンに対する耐性菌というものも出ているようなので、そしてまた、外国人がいろいろなことで多くなっていくと思っておりますので、そういう中で、牛久市の中でも高齢者も多くなっていると先ほど申し上げましたけれども、そういう人たちの早期発見や、そして早期治療などをやはり喚起させるための何らかの策を講じていただきたいと思っております。続きまして、水道水の安全性について質問をいたします。

国会では、水道法が強行採決で通りましたけれども、今、タイムリーというよりも、水は本当に大切なも

のでありまして、日々使う水道水の安全性につきまして今回は質問をしたいと思います。

私たちは、食べ物を食べなくても、水さえあれば何十日か生きることができます。せんだって、タイのほうで子供たちが洞窟の中でしっかりと生存していたということでもわかりますように、水というのは本当に大事なものでございます。水は、人間だけでなく全ての生命の根幹となるわけです。また、私たちが生活する上で最も重要とされるインフラであるかとも思います。ですから、水の安全性につきましては、常に細心の留意をしながら、水道水を使う市民のためにも、万全のいろいろな面で考えていただかなければならないということになろうかと思えます。

今は、水道の蛇口を開けば、透明な何の問題もないとされます水を飲み、生活のいろいろな場面で大変便利に使っております。これらの水道水が本当に安全だと言えるのでしょうか。水質検査の項目が基準値以内の数値であるから安全な水として定義づけられているだけではないかと、考えられなくはないのです。

水道水の水質は、取水地域のいろいろな環境や日々の降水量や冠水とも非常に関連性が深いものであると思いますけれども、冠水のときには、日本の水道水には殺菌のために大量の塩素を投入していくということもありますし、また、今般、住宅がたくさんふえているこの都市圏におきましては、シロアリ駆除としてよく使われます有機塩素溶剤、クロルデンとか、殺虫剤であります、野菜等に使われているんですけれども、ネオニコチノイド系、これらも全部残留性が強く、それが河川や湖沼の底から検出されているわけです。

考えてください。大体は、例えば霞ヶ浦でしたら、牛久は取水していませんけれども、阿見は全面的に霞ヶ浦から取水しているわけですから。こういう化学物質が大変底のほうに入っているとも言われますし、あそこのウナギはまだ食べられないというのは、やはり河川から流れてきます放射能等が心配だということでもまだ食べられないということでもあります。

このように、人体に有害な発がん性やトリハロメタンのようなもの、トリハロメタンというのは、御存じのとおり、水に塩素を投入した場合に有機化合物と反応してトリハロメタンが発生するわけですけれども、このトリハロメタンも、今は水道水には、ひところ問題になりましたので混入はされていないと思えますけれども、このトリハロメタンというのは、肝臓障害や中枢機能障害などが疑われるというようなこともあります。このような物質がとにかく河川、そしてまた、先ほど申しましたように、湖沼などに多く溶解しているということで、水道水は、透明性は担保はされておりますが、水質そのものが悪くなっていると言われております。

今までに、水質の汚濁成分の基準値の緩和等はなされたことがあったのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 黒木議員の水質汚濁成分の基準値の緩和について、お答えいたします。

水道水の水質基準は、水道法第4条に基づいて、厚生労働省令によって定められています。また、この水

質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目の26項目や、毒性評価が定まらない、まだ決まっていないものですね、水道水の中で存在量が明らかでないといった水質基準や水質管理目標設定項目に分類できなかったもの、今後必要な情報や知見の収集に努めるべき項目として要検討項目の47項目が定められています。

現在の水道水の水質基準は、平成16年4月1日に大幅に改正され、その後、平成20年から平成27年までに一部改正が6回行われています。

平成16年に行われた改正は、平成4年の水質基準の大幅改正から既に10年が経過し、消毒副生成物の問題や新たな化学物質による問題、また、クリプトスポリジウムといった耐塩素性の病原性微生物の問題等が提起された点や、世界保健機関において飲料水ガイドラインを10年ぶりに全面的な改定に向けて進めているなどの社会的・科学的状況を踏まえて行われた改正で、水質基準項目は従来の46項目から50項目へと強化されました。

その後、平成20年には、塩素酸を追加し、平成21年には、1,1-ジクロロエチレンといいます、この項目を廃止いたしまして、水質管理目標設定項目に位置づけました。そして、平成26年4月1日の改正では、新たに亜硝酸態窒素が追加され、現在の水質基準項目は51項目となっております。

項目の基準値も改正が行われ、平成21年には全有機炭素の量について、平成22年にはカドミウム及びその化合物、平成23年にはトリクロロエチレン、平成27年にジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸といった物質の基準値を強化していることから、水質基準値につきましては、より厳しい基準値になっている状況であると言えます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 8番黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 緩和ではなくて、大変、6回の改正の中で水質基準値はより厳しい設定値になっているとのことで、まず安心ですが、しかしながら、水道水が基準値に適合していると言われても、この基準値をどこに設定するのが問題なので。どんなに毒性が強い有害物質でも、人や生物に与える影響は、その濃度や摂取量だと思われまます。希釈割合が大海の一滴だとしても、人や生物の体内に残留する化学物質なら、ほんの微量でも蓄積することによってどんな影響が起こるかわかりません。

その実例といたしまして、ひところ話題になりましたけれども、環境ホルモンですね。これは雄の貝が雌になってしまうというような問題でありまして、先ほどもありましたけれども、とにかく、人間の命に別状ないというような基準値になっているというふうにする学者たちも大変多くおりますし、先ほど御答弁にありましたように、クリプトスポリジウムという微生物には塩素消毒が効かなくなって、微生物ですから、当然、体内に入りますと腹痛とか下痢とか、そういうものを起こすというふうと言われてまして、埼玉県で8,800人が感染したというようなこともありますので、クリプトスポリジウムは、塩素ではこの微生物を殺

菌することはできないというふうに言われておりますけれども。先ほどから申し上げておりますように、こういうものを殺すといいますが、やつけるためには、また別な、塩素はだめなんだから、別なやはり化学物質を調合しながら考えていかなければならないと思いますが、その際にどのような化学品をこのクリプトスポロジウムに対して投入しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 茨城県の水道、私たちが使っている茨城県南水道のお水というのは、県水といいまして、県企業局から買っている水なんです。企業局のほうから買い求めた水については、利根川から取水しまして、浄水場を通過して、そこから先、県南水道の配水池であります戸頭、藤代、それから利根、若柴、牛久ということで、この5つの配水場についてお水を配っていただいているという形になります。

クリプトスポロジウムにつきましては、先ほど議員さん言われたとおり、平成8年6月に埼玉県の越生町というところで8,800人が感染するという、これは国内初めての事例だそうです。事例がございまして、これがもとになりまして現在の基準ができたということのようです。平成8年10月にクリプトスポロジウムの暫定的な対策の指針、それから、平成19年3月には、現在の対策指針ができたという経緯がございませう。

検査につきましては利根の浄水場のほうで行っております。県のほうの責任で検査をしているという状態になっています。検査の内容につきましては、まず、水質検査はもちろんのことなんですけれども、濁度、砂でろ過をするんですが、その砂のろ過のところの濁度の管理を今強化をして、そこで吸着させるという方法をとっているそうです。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 次から次と、本当に安全な水を供給するために、県企業団は御苦労されているということは十分わかるわけですけども。

次に、上水判定標準による検査項目について質問いたします。

私たちが生活の利便性や新しさを求めるせいか、御存じのように、そろそろ年末になりますと大掃除等なんかもありまして、テレビ等でもコマーシャルがいろいろと、掃除に対するすぐれものというか、そのようなものがしょっちゅう宣伝されているわけですけども、このように企業が次々と新製品を開発し、その恩恵にあずかれていますけれども、その製品が使われました結果、さまざまなタイプとともに成分も多様化し、その含まれる化学合成物質もいろいろなわけであります。

このような生活に利便に使われたものが生活の雑排水として河川や湖沼に流れた結果、自然界にない新しい化学物質が生成される場合もあり、その水を取水をし、浄化処理をし、水道水として配水されていると思っております。

しかしながら、化学物質を含んだこの水は、通常の急速ろ過法の浄化処理では取り除くことが困難とされます。例えば水銀やヒ素、そしてカドミウム、六価クロム、重金属、シアン、青酸カリですね。この合成有機化合物の化学汚濁物質を取り除くために、化学成分に適合している凝固剤を入れていると言われております。

例えば、この凝固剤がアルミニウム系であった場合、そういうものもありますし、塩素消毒によって消毒するというのが日本の大方の殺菌法なんですけれども、この場合、先ほど申しましたように、トリハロメタンが生成され、そのトリハロメタンを中和してpHを飲料水にするために次に入れるのが次亜鉛塩素酸ナトリウムなんです。そのようにしているとのことなんです。

前回、23年第1回定例議会で同じようないろいろ、水道水と検査項目が、どんどん使われていく新しい化学薬品の検査を十分にしているかとの質問をしたときがありますが、そのときの御答弁の内容によりまして、水道法の規定に基づき、県企業局では水道基準項目50項目、水質管理目標設定項目27項目、その他水質管理上有用な項目など、合計160項目の検査をしているとのような答弁でありましたけれども、その頻度ですね。そのものによっては、やはり毎日調べなければならぬようなものもありますでしょうし、そんなに、先ほども申しましたように、大海の一滴だ、希釈しておけばそんなに水道水の基準値には不適合であるとは言いがたいような場合がありますので、そのように膨大ないろいろの数と、汚染物質がどのように水道水に流れ、そして、その水道水を適合水とするのには、先ほど申し上げましたように、凝固剤や化学薬品を入れることになると思います。

その際、また別な化学成分が生成されるということが大変危惧されるわけですが、水道水の検査項目につきまして、どのような場合に見直しがあり、検査頻度の違いとなる成分についてお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 浄水の判定基準についてお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、当市の水道水は、茨城県企業局から給水を受けておりまして、県南水道企業団で配水しているものでございます。

水道水の検査につきましては、県企業局、県南水道企業団とも、水道法の規定にのっとり、水質基準項目等の検査について水質検査計画を策定し、それぞれ定期的に検査をしております。

検査内容につきましては、茨城県企業局では、水質基準51項目、水質管理目標設定項目26項目、要検討項目18項目、水質管理上有用項目及び放射性物質を含む13項目の検査を行っており、農薬類につきましては、水質管理目標設定項目の中の1項目として118の物質について検査を行っております。検査結果については、企業局のホームページに掲載するとともに、1年間の水質検査結果を取りまとめた水質年報も公表しています。

また、県南水道企業団においても、水質検査計画に基づき、水質基準項目の51項目の水質検査を実施し

まして、結果についてはホームページに掲載しております。

さらに、毎日1回行う検査では、若柴、戸頭、牛久、利根、藤代の各配水場の水の出入り口15カ所と配水管流末地点11カ所において、色、濁度、pH、水温、残留塩素について検査を行っているところでございます。

黒木議員の御質問にございましたトリハロメタンや環境ホルモンの一種であるフェノール類を含む有機化学物質、また、殺虫剤系の農薬成分につきましては、水質基準項目や農薬類の項目に含まれておりますことを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 本当にいろいろ日々便利に使っておりますいろいろな洗剤とか、今コンピュータ系に洗浄されるものとか、そういうものが本当に膨大な数の化学品であります。それが人や生物に急性毒性をもたらすものや、先ほど言われたように、水に溶解するダイオキシンなどは小動物の生殖機能障害、これは人間にも、10年前ぐらいですか、男性の精子の数を数えたときに、男性の精子が昔と比べると少なくなっているというような、そういうデータもあるということなので、やはり知らず知らずのうちに魚などの食物連鎖等によって次第に濃縮され、人体に入り込めば遺伝子や染色体に直接作用し次世代への影響も考えられなくはないと思います。

そういいましても、やはり家庭ですぐれものとして便利に使っておりますいろいろな洗剤とかそういうものについて、使うなというふうには言えませんので、やはり行政として、我々行政を支えるというか、両輪という片方の、環境ということをやっぱり考えたときには、そういうものをなるべく使わないというようなやはり運動をしていかないと、人間はどうしても便利さゆえにそちらのほうに流れてしまうというふうと考えておりますので、その辺には十分に、お互いと言ったら失礼な言い方なんですけれども、一緒にやっつけなければと思っております。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で8番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時32分休憩

午後 1時06分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番須藤京子君。

〔7番須藤京子君登壇〕

○7番（須藤京子君） 皆様、こんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

最初の質問は、附属機関等の審議会等委員の選任の見直しについてでございます。

附属機関は、執行機関が行政を行う前提として必要な調定、審査、調査、審議などを行い、その行政執行を助ける役割を有しています。設置に当たっては、民間の専門家、学識経験者等の参加を得て、その専門的知識や経験の活用を図り、また、行政に民意を反映させ、あるいは行政の公正、慎重な執行を確保することが求められております。

今回の質問は、この附属機関を念頭に置いておりますが、一部補助機関にも同様の問題もあるかと考え、附属機関等といたしました。

さて、牛久市における附属機関等種々の審議会委員会等は、それぞれ条例により設置されているものであり、委員の選任についても条例に規定されているところであります。それゆえ、それぞれ所管する担当課が委員の選任を行っております。

しかし、今回の質問は、そうした一つ一つの委員の見直しを訴えるものではなく、全庁的な見直しが必要ではないかとの思いから質問を行うものでございます。

さて、1つ目の質問は、委員にさまざまな市民の方が参画していただきたいとの趣旨で行いたいと思っております。

まずは、複数機関の兼任及び長期の在任期間の抑制についてでございます。

現在の附属機関の委員の中には、複数の審議会等委員に選任されている方がいらっしゃいます。かくいう私もその1人ですが、委員は所管する事項に関連する団体や組織の代表が選任されることがほとんどだと思っております。例えば私は、教育分野、福祉分野において、議会の常任委員長という立場上、学識経験者として委員に選任されております。区長会長のような立場の方は、地域の代表であることから、複数の委員を兼任されていらっしゃいます。また、長期にわたって選任されている方は、長く団体運営にかかわっておられる方で、結果として長期在任となってしまっているのでしょうか。

牛久市における審議会等委員で1人の方が複数の委員に選任されている事例、また、長期にわたって選任されている事例、それぞれの現状についてお示ください。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 附属機関等の委員の選任に当たりましては、市として、より多くの市民の方々に広く市政に参加していただき、協働によるまちづくりを進めるため、選任する際には、その方々の他の委員等の選任状況等を確認した上で選任することにより、なるべく兼任しないように努めているところでございます。

御質問いただきました兼任及び長期在任の方の現状につきましては、全委員450名中、兼任されている方は73名で約16.2%となっております。また、委員の在任期間につきましては、10年以上在任されている方は43名で約9.6%となっております。

このような現状を踏まえ、今後は、兼任の状況確認に加えて、在任期間の検討もあわせて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） こうした状況は一体どういう状況下で起きているのかをお考えいただければと思います。

一度設置された審議会等は、その構成メンバーについて当初の形を引きずっていきがちで、社会情勢等の変化に対応できていないのではと思えてきます。いつも前例踏襲で構わないと考えておられるのでしょうか。こうした複数の委員の方、それから長期にわたる方、こうした方々が在任しておられるという現状について、影響はないとお考えでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 影響についてでございますが、先ほど御答弁申し上げましたが、区長会長や議員も含め、2つ以上兼任されている委員が73名で全体の16.2%に当たり、そのうち、多い方では11機関やあるいは8機関兼任されている方もおりますので、何かと御負担も多いかと思えます。また、お一人の方が複数の委員を兼任することによって多様な意見や価値観を有する方々に参画していただく機会が減り、市民との協働のまちづくりを進める上で多少なりとも影響があるかと思われます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 執行部のほうでも、そうしたことを考えて、影響はあるというふうにお考えのようでした。

委員の選任は、各所管課がそれぞれ検討すべきものではありません。しかしながら、この問題は、過去にも議会で取り上げられたことがあります。こうした複数の兼任というものを避けるというような意味では、充て職の場合などは会長以外の方も委員になっても構わないのではないかということ。それから、牛久市全体の地域のバランスなども考慮すべきではないか。それから、具体的に長期の在任というのは抑制すべきというふうにも考えますが、その点はいかがでしょうか。再度、伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 御指摘の問題・課題等に関しまして、今後につきましては、選任方式や長期在任の抑制に向けた指針の作成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番(須藤京子君) ただいま答弁で指針の策定という言葉を答弁いただきました。これを最後に私訴えようと思いましたが、先にそういう方向性を示していただけだったので、実はほっとしております。

それでは、多様な市民の参画を促進するというようなことで、特に若者や女性、それから、委員の公募というような問題について質問をさせていただきたいと思います。

審議会等は、設置された目的に即して委員が選任されておりますことから、これを一概に論ずることはできませんが、行政への民意の反映という上では、バランスが求められると考えます。現在の審議会等委員の年齢構成や女性の割合はどのような状況でしょうか。年齢構成を大ざっぱに若い世代ということで40歳未満、壮年世代ということで40歳以上65歳未満、高齢者ということで65歳以上、そんなふうに分けた場合、それぞれ、委員におけるこうした割合はどのようになっているのか、おおよそで構いませんけれども、お示しをいただきたいと思います。また、女性の割合はどういう状況でしょうか、伺いたいと思います。

○議長(板倉 香君) 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長(小林和夫君) 附属機関で委員をされている方の年齢構成ですが、全委員450名中、40歳未満の委員は17名で約3.8%、40歳以上65歳未満の委員は276名で約61.3%、65歳以上の委員は157名で約34.9%となっております。また、女性の委員につきましては、92名で約20.4%となっておりますが、今後も女性の登用を積極的に図ってまいりたいと考えております。

○議長(板倉 香君) 須藤京子君。

○7番(須藤京子君) 思ったように、若年世代の方、ここ、40歳未満の方をどのようにこうした委員に選任していくかというのは今後の課題だなということを改めて思った次第です。それから、女性も同様でございます。

それでは、一方で、委員における公募の状況というのはどういうふうになっているのでしょうか。また、公募制というものをどういう場合に採用されているのか、その点、お伺いをいたします。

○議長(板倉 香君) 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長(小林和夫君) まず、御質問の公募の委員の割合でございますが、全体の1.1%となっております現状でございます。

次に、委員の選任につきましては、条例や規則等による充て職の委員を除き、公募による選任に努めているところではございます。委員の定数、対象、任期、選任方法などにつきましては、先ほどの御質問にもありましたが、その附属機関等の担当課において設置の趣旨や目的を考慮した上で決定しているところでございますので、全庁的に統一された指針等については、現在のところ、策定していない状況でございます。

○議長(板倉 香君) 須藤京子君。

○7番(須藤京子君) 牛久市の場合は、市民参加条例のような形でこうした市民の方をどういうふうに登用していくのかというような方法は確立されていないと存じております。こうした状況では、公募制の推進、

それから、そうした方法論、それから、選任の方法等、検討していくべきということで、指針をつくってはどうかということを私も先ほど申し上げたんですが、そういう方向性ということで、この点は、全庁的に委員の選任のあり方をどうすべきかというような意味で指針をつくっていただきたい。それぞれの個別の条例に適応したというものではなくて、こうした全庁的に考える指針ということで理解してよろしいのか。その点、再度伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 今の質問のとおりで、そういう形で考えております。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） それでは次に、審議会等委員に議員を選任することについてであります。

議員を登用することに関しては、これもまた指針の中で加えていただきたいと思いますが、全面的な見直しが必要ではないかと私は個人的に考えております。私は現在、教育民生常任委員長職にあるため、最多と思うんですが、11の委員会等の委員を兼任しております。議員は、学識経験者ということでこうした委員会等の委員に選任されておりますが、場合によっては、議員という職ならではの委員会を務めるに当たっての制約が生じている場合がございます。

現在、その事例を申し上げますと、現在、私が会議の議長を務めているものの1つに社会教育委員会議というものがございます。社会教育委員は、社会教育法第15条に基づき委員として委嘱され、社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べたりすることを主な役割としています。現在、この会議では、文科省が進めている委員の積極的活用を図るべく、役割や会議の進め方を見直しております。しかしながら、議会の常任委員長が会議の議長に当たっては、議会の性格上、2年ごとに交代せざるを得ず、こうした事業の継続性が担保されていないということが起きてくると思われま

す。先進自治体では、大学教授のような学識経験者を選任し、継続的な活動を進めておられます。今、この会議を進めながらネックになっているのは、この会議の議長である私本人であるということを実感しているところでございます。

議員を学識経験者として委員に選任する時代は終わっているのではないかと考えます。慣例に流されず、個々の審議会等に任せるのではなく、全庁的にこれも見直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 現在の附属機関数55のうち、条例や規則等により議員を充て職とする附属機関数は15となっております。

須藤議員が兼務されている審議会等委員の数につきましては、今、御質問にありましたが、最多の11でございます。そのうち、条例や規則等による議員への充て職として選任されているものは、民生委員推薦会

と通学区域審議会の2つでございます。

したがって、そのほとんどが議員への充て職ではなく、学識経験者として選任されたものと思われます。これは学識経験者での選任も含め、審議会等委員の選任に際し、兼任数や再任期間の制限など、基準がないことなどが要因で、結果的に複数の審議会等委員を兼任することになったものと思われます。

このようなことから、今後、審議会等委員への議員の選任につきましては、規則等の定めがある場合など特別な事情がある場合を除き委員に選任しないことや、兼任数、在任期間の制限などを盛り込んだ指針の策定を検討し、また、市民や学識経験者からの選任につきましても、年齢層や兼任数、在任期間、女性の登用や公募等をあわせて検討し、市民との協働のまちづくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 私が求めていたような答弁が返ってきたので、次、もう一回念押ししようと思ったんですが、それをせずに済んで大変ありがたいというふうに思っているところであります。

議会の議員がこうした委員会等の委員を兼ねるとするのは、政策立案過程に入って、その政策過程で生身でそのことを感じるという意味では大変勉強になるという部分もございます。しかしながら、そうした委員の一員であるということは、議会にそれが議案なり、条例なりとして上がってきた場合、その当該委員を努めている本人がいかにかここで、議場で質疑をすることができるのか。大変、私、苦しんだところがございます。

国保であるとか、それから介護保険、介護保険運営委員会は私が委員長を務めておりますので、その中で私見を述べると、委員長という立場では私見を述べることができません。そうした中で、上がってきたものについて、みずからがみずから上がってきたものについて、突っ込みたいところあってもできないという一方でのジレンマに陥ったという経験もございます。

政策立案過程のそうした詳細を間近で見て、私たちの一つ一つがこのように議案化されていくのかという点では、そうした役割が担えているということは、ある意味では有効なのかもしれませんが、議会が市政でのこの議場での審議を本分とするならば、やはりこれは考え、見直ししていくべきであろうというふうに思います。

これは議会全体にかかわる問題ではありますが、私個人の考えでやっている、質問させていただいたことから、条例等に規定があるもの以外の役職については、一部議員の中ではほかの御意見もあろうかと思いますが、そうした点も踏まえながら、今後の検討を進めていただければということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、市役所における障害のある人の雇用についての質問でございます。

まずは、障害者の雇用の状況と拡大に向けた取り組みについてであります。

この夏、中央官庁における障害者雇用の水増しが発覚し、社会に対する背信行為であると弾じられる事態が浮上しました。水増しは、国税庁や国土交通省など国の行政機関の8割、27機関で行われ、実際の雇用率は法定を大きく下回る1.19でした。その後、地方自治体においても同様の水増しが行われていることが明らかとなりました。茨城県でも同様に、340人の障害者の雇用のうち、118人については手帳所持が確認できていないという状況が確認されたところでございます。

これは障害のある方のみならず、県民や法律に基づき障害者雇用に努める事業者を裏切る行為であると言っても過言ではありません。障害者の雇用については、1960年に身体障害者雇用促進法が制定され、1976年には、事業者に雇用が義務づけられました。当初、対象とされていた障害者は、身体障害者のみでしたが、その後、知的障害に広がり、ことしの4月には精神障害も加わり、雇用率も徐々に引き上げられてきたという経過をたどっております。

では、牛久市はどうかというと、法定雇用率に基づき、事務系で4人の方を雇用しており、手帳の保持も確認しているということでした。

私は、土浦市や龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市について、近隣の市について調査をいたしましたが、いずれの市においても法令を遵守した雇用が行われておりました。しかしながら、これらは現行制度における雇用率を満たしているにすぎません。国、地方公共団体等においては、ことし3月までが2.3%で、現在は2.5%ということになっています。ところが、平成33年4月までには2.6%に引き上げなければなりません。

そこで、牛久市の状況について、まずは、現在の雇用されている状況、また、平成33年までにに向けた雇用の対応を伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） まず、現状でございますが、今、須藤議員の御質問にもありましたとおり、4名で、法定の雇用率は下回っておりますが、人数的には達成をしている状況でございます。

平成33年に向けました障害者雇用への対応といたしましては、現在、障害者手帳を所持する職員が全て50歳以上であることを踏まえまして、平成33年のその先を見据えまして、計画的かつ継続的に募集を行ってまいりたいと考えております。

障害を持つ職員の募集につきましては、昨年度は身体障害者手帳をお持ちの方のみでありましたが、今年度より、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を加え、募集を行っております。

応募状況といたしましては、昨年度が1名、今年度は1回目が2名、2回目2名の方がそれぞれ受験をされておまして、2回目につきましては、現在試験中であり、可否は出ておりませんが、現在、今年度1回目に受験された方1名が採用の内定となっております。

採用試験に当たっての配慮につきましては、一次試験の試験問題は出題文字の拡大に対応可能としているほか、各個人の状態を確認いたしまして、保健師を試験官の1人として配置するなどの対応をしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） ことしの広報うしくの8月1日号に職員募集があり、その中に事務職として障害者の方2名を募集というような記事が出ておりました。今御答弁の中にもありましたように、今回は身体だけでなく、療育手帳、それから精神のほうもということで、これはやはり一定の評価に値するというふうに考えております。これはでも、常勤雇用ということで、地方公務員法にも準拠しなければいけないということで、やはり障害者の枠としては大変厳しいということに変わりないと思います。

そうした状況から、次のこれは質問というふうに関連していくものでございますけれども、障害者差別解消法に基づく雇用拡大に向けた取り組みということで伺っていきたいと思います。

常勤雇用の場合は、障害者差別法というものは、雇用に関しては、今言ったように、障害の種別を特定していないことから一定の配慮はできているということで認識をしておりますが、今回の質問に当たって、近隣市の同様の状況、雇用の状況を調査、私してみました。そうした結果を見てみると、法定雇用率、常勤雇用に関してはクリアしているものの、障害者の雇用の拡大という点ではなかなか厳しい状況にあるのかなということがわかりました。

障害者差別解消法では、雇用の分野においても、募集、採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などのあらゆる局面で障害者であることを理由に障害者を排除すること、障害者に対してのみ不利な条件を設けること、これらは障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されていることとなります。

こうした法の趣旨から言えば、今後の職員の募集に当たっては、さらなる合理的配慮を含め、十分検討していかなければならないと考えます。地方公務員法には、勤務時間等、守らなければならない条項も多々ありますが、職種の設定や指導を重ねることで応募できる障害者が広がるのではないかと考えます。また、こうした常勤雇用ではない非常勤職員として短時間労働者や週20時間未満の短時間雇用といった就労も可能な多様な就労形態、職務内容の検討も今後していくべきというふうに考えます。

公的機関として、市の公共性に鑑み、もっと積極的に障害者の雇用拡大を図っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。雇用の拡大に向けた取り組みについて伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 障害を持つ方の雇用拡大につきましては、先ほども申し上げましたが、平成33年のその先を見据え、計画的かつ継続的に募集を行ってまいりたいと考えております。

また、非常勤職員においても、障害者雇用促進法を踏まえ、任用を行ってまいります。

法に基づく非常勤の雇用という点では、障害者雇用促進法と異なりますが、再犯防止推進法に基づく就労

支援としての保護観察対象者を非常勤職員として任用する就労支援協定締結にも向けた調整を保護司会とともに行っております。

私は、毎年、小坂にある院生の方と野球大会を行っています。そして、その院生たちにも私たち、あなたたちも理解するんだよ。皆さんも私たちを理解しなければだめだよという話をしながら、そして、そのようなことで機会があれば、ぜひとも雇用したい。

やはり、私も、ことしも障害者の方を面接いたしました。本当にふだん、変わらない、そして、なおかつ、また優秀な方でごさいます、ただやっぱりこれはお互いに理解しないとだめなのかなど。お互いに障害者も私たちも理解してくれて、私たちも障害者を理解することによってうまく雇用ができるのかなどいうことを強く感じた次第でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 御答弁いただきまして、その中で、やはりこれはお願いという形になってしまうというふうには認識しておりますが、やはり採用された方、その方々が職務に当たりやすい、そうした状況を庁内全体でつくっていくということも一方で必要ではないかというふうに思います。

美浦特別支援学校の先生に伺ったりしますと、これは行政ではございませんが、一般就労で民間企業に就職が決定しても、離職率という問題はほかのところでも同じようなことが起きているかもしれませんが、離職率ということでは、やはり障害に対する理解がない。ジョブコーチではないんですが、そうしたその方を指導するという役割の方がいるときはよかったんですが、その方がいなくなった後、その障害をお持ちの方は離職してしまったというようなことがあって、周りの環境が大変重要であるというようなことをおっしゃっておられました。

今回お二人の方が応募されて内定というようなことで、そうした方々が雇用されたということは、牛久市にとっても大変すばらしいことだというふうに認識しておりますので、そうした方々が働きやすい環境を庁内全体でつくっていく体制、職員研修を含めてやっていくということが今後求められていくと思いますので、その点をよろしくお願いを申し上げます。

それでは最後に、次の質問、最後の質問に移りたいと思います。

子供の感性を育てる文化芸術振興策について伺います。

牛久市の文化芸術の振興策は、他市に先駆け、平成15年に文化芸術振興条例が制定され、その後打ち出された牛久市文化芸術の新興に関する基本的な方針により進められてまいりました。それから10年以上が経過し、社会環境、ライフスタイルの変化、多様化、価値観の変容などにより、文化芸術振興のあり方が見直され、平成28年に改めて牛久市文化芸術振興基本計画が策定されております。

文化芸術の振興に注目が集まるようになった背景には、少子高齢化が進展し、経済社会が変化する中で、

人々がより創造性を高めていくことが成熟社会における成長や持続可能な発展に不可欠だという考え方が広まってきたことにあります。

そこで、次代を担う子供たちに豊かな芸術体験を提供していくことが文化政策の重点課題の一つとなり、子供たちが感性を豊かにし、コミュニケーション能力を高め、創造性を高められるよう、子供のときからさまざまな芸術に触れ、すぐれた芸術体験をすることが重要となってまいりました。

そこで、まず学校における鑑賞体験についてを伺います。

牛久市でも、毎年、小学5年生、中学2年生を対象とした芸術鑑賞会を実施しております。内容は、伝統文化の鑑賞となっており、ことしは10月4日に中学生の歌舞伎の体験鑑賞が行われました。

しかしながら、これまで牛久市における鑑賞会は偏っていたのではないかと考えております。

伝統文化と一口に言いますが、伝統文化には、日本舞踊、雅楽や琵琶、箏曲、三味線などの伝統楽器の演奏、義太夫節、清元節、小唄、長唄などの語り物や謡物、能楽、文楽、歌舞伎などの演劇等、種類は種々多様です。

これまでの状況はどうだったのか。それに対する児童生徒、保護者の反応はどうだったのか。学校からの要望はあったのか。多様な伝統文化の鑑賞を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

すぐれた芸術鑑賞の機会を提供し、次世代の子供たちの豊かな想像力を育むことを目的とした「小中学校芸術鑑賞会」では、これまで能と狂言をそれぞれ中学生と小学生を対象に実施してきたところであります。

能と狂言はユネスコ無形文化遺産にも登録されている歴史ある日本の代表的な伝統芸能であること、学校の音楽や社会の教科書にも掲載され、学校教育にもつながること、一生のうちに鑑賞する機会が少ないものであることが主な選定理由であります。

また、能の重要無形文化財総合認定保持者である山中一馬氏が牛久市に在住をしておりまして、一人でも多くの市民の皆様にご存知いただき、すぐれた地域人材の活用を図るという点も選定理由の一つであります。

難しいと思われがちな能の鑑賞会の組み立てには、舞や和楽器を体験するワークショップなどを舞台の鑑賞以外に多く取り入れるなど、興味を持ってもらうきっかけづくりに配慮してきたところであります。

須藤議員の御意見のとおり、次の時代を担う子供たちに鑑賞してもらいたいすぐれた伝統文化は数多くあります。鑑賞会の企画運営を行う学校関係者や文化団体の代表、PTA代表などで組織されている実行委員会におきまして他の分野の実施についても協議しており、協議の結果、新たな試みとして、本年度は中学生に歌舞伎を、小学生には落語を実施することとなったところであります。10月に実施されました歌舞伎の鑑賞会につきましては、参加した生徒、各校の教諭にアンケートをとりまして、これから検証を行っていくところであります。

今後も、子供や保護者の反応をアンケート等で確認しつつ、あわせてさまざまな立場からの御意見を広く伺いながら、小中学校の児童生徒の感性に残る意義ある鑑賞会の実施に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 今回の歌舞伎の鑑賞会、私も拝見させていただきました。歌舞伎の内容も生徒が理解しやすいような内容であったこと、楽しく鑑賞できたのではないかなというふうに思いました。

また、ワークショップは、歌舞伎の化粧、独特の化粧である「くま取り」を体験するというので、各校から選抜された生徒の皆さんが舞台上で指導する方に合わせて「くま取り」を体験したところであります。そうした状況を客席から見て、どうしてそういう化粧になるのかと思ってしまうような、ちょっとおもしろい化粧になった子もいますが、それが今の子供たちなんだろうなということを私も客席のほうから微笑ましく思ったところであります。

ところが、本当にすてきな企画だったんですが、もうちょっとここを工夫すればもっと身近になるのではないかなというように思ったことがございました。そのことを担当の係の人にもお話しさせていただきましたが、やはり、個々との事前の打ち合わせが短かったということで、舞台とそれから客席の一体化というような、ワークショップにおける一体化というのでは、残念だったなというところがあります。

例えば、「くま取り」化粧をした生徒が前に立って、その子に各校から声をかけようという、よく歌舞伎でいう屋号を言う、例えば「成田屋」とか「音羽屋」という、そういうような声を子供たちにかけてということで、各校の生徒に声をかけましょうということを行う、「いいよ」「いいの」、こんなふうにかけてよかったんでしょうが。そんなふうにはいかずに、年齢ですから羞恥心もあってできないということはあると思いますが、そこに中学生に何人か仕込んでおけばやるんですよ。そういうようなことが若干……。そうするともっと盛り上がったと思います。

あと、よく「くま取り」は手拭いにお化粧をそのまま移すというようなこともやる。それが学校で残るんですよ。そんなようなこともできたのではないかなという、それはやっぱり事前の打ち合わせが少なかったというところに起因しているというふうに思います。

そうしたところ、能でもいいし、本当にほかのものでもいいんですが、事前に子供たちが楽しめるようなものをもう少し細かくできたらなということも思った次第です。そうした取り組みができれば、より一層、芸術鑑賞会というものが心に残るのではないかなというふうに思っております。

以前、市長は、「難しかったけれども、過去にそういえば見たなと思ってもらえるだけでいい」というふうにおっしゃっております。でも、だめなんです、それじゃ。「よかったな」、それが、能を覚えていなくても、「能のときこうだったな」、そこが胸に刻まれなかったらやっぱり意味がないというふうに思うので、ぜひそうした鑑賞会になるよう御尽力いただきたいと思います。

それでは次に、対話型の美術鑑賞について。

ミテ・ハナソウ～対話型美術鑑賞について質問させていただきたいと思います。

学校における美術科教育では、表現活動と鑑賞活動を行うこととなっています。表現活動は、自分の心情や考えをイメージし、造型的に具現化する活動で、鑑賞活動は、作品のよさや美しさ、心情や考えを感じ取り、味わう活動です。

これまでの美術教育は、どちらかといえば表現活動に重きを置き、鑑賞活動は作者や作品名、解釈など、知識、理解に偏ってきたと言われております。最近になって、こうした鑑賞活動に対して、生徒が互いの作品を鑑賞し合ったり、対話による鑑賞やアートカードを使ったりするなど、新しい鑑賞教育が提案され、実践され始めております。

神奈川県大和市では、小学校において、見て、話す、対話型美術鑑賞に取り組んでおられます。対話型美術鑑賞とは、美術の知識を身につけるだけではなく、子供の観察力や思考力、コミュニケーション能力などを養うことを目的とした鑑賞方法であります。

牛久市でも、同様な鑑賞活動として現代美術展における小中学校鑑賞会が挙げられると思います。この鑑賞会は、出品作家が自分の作品の前で児童生徒に作品の説明をしたり、児童生徒からの質問に答えたりする貴重な機会だと理解しております。

しかしながら、実際は、慌ただしく作品を見て回りがちで、ゆっくり作品と向き合うゆとりがないように感じております。自分の好きな作品と向き合い、なぜその作品がいいと思ったのかをじっくり考えてみる、その思いを友だちと互いに語り合い共感する、そういった方法へと導いていけば牛久市の学び合いの教育にも通ずるのではないかと考える次第であります。

現代美術展を活用した子供たちの美術鑑賞について、こうしたことも含め、お考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

須藤議員の御指摘のとおり、平成13年から実施しているうしく現代美術展の鑑賞会の最終的な目標は、表現者である芸術家と鑑賞者である児童生徒が感性のやりとりをし、お互いを高め合うことにあります。

それにはまず、本格的な芸術作品の鑑賞になれていない多くの子供たちの感性をいかに引き出し育ていくかということが鑑賞会の重要なポイントとなります。感性の教育は柔軟な思考を持っている幼児期からの教育が大切だからであります。

約1時間半の限られた時間の中で、ただ見て回るだけでなく、子供たちの感性を作品とじっくりと向き合い、「考える」・「味わう」というところまで昇華させるには、芸術作品との親近感を持たせ、鑑賞を手助けするすぐれたファシリテーターの存在が必要となります。

うしく現代美術展の鑑賞会では、先生や出品作家、市の担当者などがその役割を担っております。近年、

充実した鑑賞会にはファシリテーターの育成が大切ではないかとの見解から、事前に鑑賞会参加者が集まり、打ち合わせを兼ねた勉強会を実施しております。

鑑賞会当日には、それぞれの学校で工夫を凝らしたワークを作成し、先生方も子供たちと一緒に鑑賞するなど、事前の準備の成果は、少しずつですが、あらわれてきていると感じているところであります。

しかしながら、その役割を果たすにはまだまだ改善の余地があると思います。「対話型美術鑑賞」など他市では試みられている事例を参考に、よりよい実施方法を模索しながら、今後も「児童生徒の心が育つ鑑賞会」を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） ただいま御答弁いただきましたが、美術鑑賞に関して学校教育でこうした取り組みができるというのは、牛久市ですと行われている現代美術展実行委員の先生方を初めとするこの方々の御協力が大変力強いということで、こうした環境ができるというのは牛久の強みであります。そうしたことを十分生かしていけるよう、先生方、今一生懸命取り組んでおられるということでしたが、学校教育の中だけではやはりちょっと制約というか、時間的なものも含めてあるのかなということをやちょっと思った次第であります。

私がこうした質問をするということの背景では、私が小さいときに、こうした美術の先生によってこうした美術鑑賞の方法とかそういうものをきっかけづくりをいただいて、それが好きになったということが、こうした質問につながるようなところになっているんですけども、知識でなく、そうした一つ一つ作品を感ずるところを大切にすると、物の見え方というのは本当に劇的に変わってくるというふうに思います。

そこで、学校教育とは別に、美術展の実行委員または文化芸術家、そうしたアウトリーチ活動として、そこが主催する独自の鑑賞会というものを実践してみてもいいのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 議員さんおっしゃいますように、学校等の限られた時間の中で作品をじっくり味わうことは非常に難しいところがあるのではないかと思います。牛久市文化芸術振興基本計画の4つの柱のうち、「つなぐ」では、市が人と芸術をつなぐためのコーディネートの役割をすることを目標の一つに掲げております。

今後、これまで文化芸術に接することの少なかった人々に芸術文化の魅力に十分な時間の中で触れていただくため、きっかけづくりとなるイベントを積極的に企画し、地域の芸術団体などと協力しながら実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） それでは次に、子供の文化芸術体験を充実させる取り組みについて伺います。

まず、コミュニケーション能力を引き出す芸術表現活動についてであります。

国際社会を生き抜く異文化コミュニケーション能力、世代間コミュニケーションの問題を克服する能力、そして、楽しい学校生活を送るための人間関係を形成していく能力、多様なコミュニケーション能力はこれからの時代を生きる子供たちにとっては基礎的な能力と言えるものであります。

文科省では、平成22年5月にコミュニケーション教育推進会議を設置し、子供たちのコミュニケーション能力の育成を図るための具体的な方策や普及のあり方について議論を進め、具体的な体験活動を展開しているところであります。

その内容は、芸術家等の表現活動の専門家によるワークショップ型での授業で、子供たちの他者認識・自己認識の力、伝える力の向上、自己肯定感といった自信の醸成につながるとされています。

牛久市でもこうした事業へのチャレンジを検討してもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

子供に向けた文化芸術活動は、特にコミュニケーション能力の向上に資するものとして認められているところでございます。

本市といたしましても、子供たちのコミュニケーションの媒体となるよう、鑑賞だけでなく、体験活動として身近に文化芸術に触れる機会を提供する事業展開を心がけてまいりました。

文化芸術活動をさらに日常の学校生活で生かせるものにするための挑戦として、今年度は一般財団法人地域創造の「リージョナルシアター事業」の助成を受けた文化施設活用事業の一環として、学校でのワークショップを予定しております。

リージョナルシアター事業とは、演劇分野のアーティストを派遣しまして、地域の現状や課題に沿ったワークショップを企画実施する事業でありまして、本市では、今年度初めて助成を受けるものであります。

今回は、演劇の手法を使ったコミュニケーションワークショップを全国各地の学校で実施する演出家を招聘いたしまして、言葉を使わず他の児童と動きを合わせたり、物語の演出をグループで考えるなどのワークショップの実施を今年度は神谷小学校で予定をしております。

今回のワークショップによって、正解がない前提の中で全員で意見を出し合い互いに尊重すると同時に、真面目、また、おとなしい、ムードメーカーなど、自然と学校生活で決まっている個々の役割を揺るがし、体を使った非言語コミュニケーションによって他者への想像力を育むなど、子供たちがさまざまなコミュニ

ケーションのとり方を体感する機会になると期待をしているところであります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 一般財団法人で実施しているリージョナルシアター事業というものが牛久市で開催されると伺いまして、よかったなというふうに正直思いました。今回は補助事業ということで、1校のみということになるそうですが、本来は、こうした事業が各校でできるといいなというふうに私としては思います。

こうした事業の成果というものは、平田オリザさんとか、それから、野田秀樹さんとか、そうした演出家が文科省とかいろいろなところの支援を受けて各校でやってきたというようなこともあります。

牛久市で、こうした事業が1回のイベントで終わってしまうとしたら、ちょっとそれは残念なんですけど、こうした事業が継続できるような、そうした状況はできないでしょうか。これは道德なんかのときにも大変有効であるというふうに思うので、その点、教育的な観点から教育長から御意見伺えればというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校教育の大きい流れを変える学習指導要領というものが大きく変わってきて、今回大きく変わった特徴は何かというと、全ての学校教育全部で3つの力を育てなさいと絞り込んできたんですね。一つは知識・知能、一つは思考力・表現力・判断力、もう一つが学びに向かう力といって、他者を尊重する力とか、共同する力とか、感性、思いやり、優しさ、これが3つ目なんですけど、これを全ての教科で行いなさいと。国語、算数、理科、社会、音楽、体育、技術、それから、道德、それから、文化祭、遠足、修学旅行、運動会、全てはこの3つの力をつけるために集約しろというのが国の新しい流れで、再来年からそうなるわけでありまして。そうすると、普通の今までの授業のスタイルではなかなか難しいので、アクティブ・ラーニングといった対話型の授業にしていけないと難しいだろうという国の方向があります。

対話というのは、クラスの友だちとの対話ばかりでなくて、地域のひととの対話、歴史との対話、芸術との対話、さまざまなひととの対話を授業に組み込みなさいというようなことで、学校はそれに向かってどんどん、毎年、毎年、授業を変えている状況があります。

そんな中で、今度、神谷小がこれを取り組むわけですが、神谷小は音楽の表現活動でこれを取り組むか、国語の表現活動で取り組むか、考えた結果、総合学習のコミュニケーション能力をつけるということで取り組むということになりました。そうすると、学校は一回授業に取り組むと、それはずっと毎年やるようになっていくんですね。なので、授業にうまくダブルで入っていくと、それが毎年継続するということを考えますと、神谷小の経過を見ながら、うまく授業の、この何年生のこの授業にマッチングすると継続できると思いますので、そんなことを神谷小の成果を見ながら校長先生などと話し合いをしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） それでは、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、文化施設のアウトリーチ事業について質問をさせていただきたいと思います。

アウトリーチ、外に手を伸ばすというようなことで、福祉のほうから始まった事業でありますけれども、文化芸術活動というのは、経済活動の低迷とともにその取り巻く環境は厳しさを増していると思われまます。美術館の閉鎖が相次ぎ、民間音楽ホールも運営が低調で厳しい状況に置かれてもおります。

こうした中であって、それぞれの文化施設が生き残りをかけて地域密着型、市民参加型などさまざまな工夫で新たな芸術普及活動、アウトリーチ活動を展開していたりしております。

また、芸術家、芸術団体などが、ふだん文化芸術と触れる機会の少ない市民に対して、その生活の場に出かけて行って働きかけを行う芸術普及活動、教育普及活動の取り組んでいるという事例もあります。

過日、文化ホールでは、MUSEコンサートにおいて、コンサートのリハーサルが行われている前日、バックステージツアーというものが初めて実施されました。私も参加させていただきましたが、参加された親子の皆さんが楽しそうにしておられたことが印象的でした。リハーサルの様子や、そして、ステージの裏にどういふものがあり、どうした道具が使われているのか、そんなことを市の職員の方に説明を受けながらそこを回っているということは、何か音楽をやっているお子さんが多かったように思いますけれども、大変熱心に見学され、そして、私たち大人では見過ごしてしまいそうなところに質問が及んでいたりして、いい企画だったなというふうに思った次第です。

今後も、こうした取り組みをさらに充実させていくことが大事だというふうに感じております。そのためには、市民と芸術家、芸術団体との連携のかなめとして、牛久市としてはその役割を果たしていくことが求められると考えます。

市としての文化芸術普及のための取り組みについて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えします。

文化芸術は愛好家のためだけのものではなく、市民全員にとって日常に潤いや気づきをもたらす重要な資源であると認識をしております。議員さん御指摘のとおり、市として、また公立文化施設として、音楽ホールや美術館に足を運ばなければ触れることのできない文化芸術を幅広く市民に対して身近に触れてもらうきっかけづくりとして、アウトリーチ事業の実施は重要だと考えております。

当市では、平成28年に策定いたしました「牛久市文化芸術振興基本計画」に基づき文化芸術施策を展開しているところですが、計画の柱として設定しております「育てる」「伝える」「つなぐ」「支える」、これらの中でも「育てる」では、学校での文化芸術事業実施とあわせて、日常的に市民が文化芸術に触れる機会の

創出、時代に即した文化芸術事業の企画力向上を目指しているところであります。

当市では、うしく現代美術展やうしく音楽家協会など、高いレベルの芸術団体や個人が地域の文化芸術を支えています。こういった団体との協力体制を強化し、これまでの取り組みをただ継続するのみでなく、今回、議員さんにも御参加いただいたバックステージツアーなど新しい企画をともに作り上げていくことで、新たな文化芸術支持層の獲得だけでなく、行政と市民、文化芸術団体が一体となった文化芸術の地域づくりにつながると考えております。

今後も、文化芸術と市民をつなぐ役割を果たすべく、先進地の事例や市の文化芸術活動などの情報収集を行い、常に市民と文化芸術の新しい出会いの場を創出できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 文化芸術の振興というのは、日常の我々の生きるための牛久市が行っている施策では、次の次というような感じで受けとめられがちです。でも、子供たちにとって、生きていく上でこれからの人生を豊かにし、そして、激動の時代を生き抜いていくためには、こうした文化芸術で培われたそれぞれの生きる力というものが大きく左右してくるというふうに思います。学校建設、そして、武道場の新設等で教育分野の経費も大変かかっていることは承知しておりますが、文化芸術の振興にも、市長、目を向けていただきたいというふうに思っております。

市長は、スポーツ推進で一生懸命頑張っておられる。それは十分わかりますが、文化芸術に際しても、私がイエローカードを発しないで済むように、ぜひ、こちらのほうにも目を向けていただいて、子供たちがそうした分野でも生き生きと輝いていけるような牛久市づくりに努めていただきたいというふうに思い、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で7番須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時13分休憩

午後2時27分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番甲斐徳之助君。

〔4番甲斐徳之助君登壇〕

○4番（甲斐徳之助君） 皆様、こんにちは。雄徳クラブ、甲斐徳之助です。引き続き市民の皆様のお声を

届けること、そして、正確な情報が知りたいとお声にあわせ、日々活動しております。

今定例会におきましては、牛久シャトーの事業撤退やエスカートの契約問題を取り上げたいところですが、少しぐっと我慢しまして、ほかの同僚議員も多数されていますので、ほかに寄せられました質問をさせていただきたいと思います。大きく分けまして、主権者意識について、国民体育大会の盛会に向けて、振り込め詐欺の確認をさせていただきます。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問をいたします。

大きな1点目といたしまして、主権者意識についてをお尋ねします。

本牛久市も例外ではなく、選挙において、若い世代の方の関心が少ないという状況が見受けられます。これまで主権者教育はどのようになされてきたのかを質問させていただきます。また、なぜ、興味、関心が低いのかと認識されているのか、執行部の御所見をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 選挙投票において、甲斐議員の御指摘のとおり、若い世代の関心が少ない事実は残念なことです。

主権者教育について指導する内容は、文科省が定める学習指導要領において、「国や地方公共団体の政治は、国民主権の考えのもと、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること」と示されています。

これを受けて、小学校の社会科では国会の働きについて学びます。

中学校の社会科の公民では、民主主義を確かなものにするために、私たち一人一人が積極的に政治に参加することが欠かせないことを学びます。

こうした内容を児童生徒が実感として感じられるように、学校ではさまざまな取り組みをしています。

例えば、小学校では、国会見学の際に、テーマをもとに議員役の児童が意見を述べ合って議案を採択する模擬議会の体験をします。

また、市内の小中学校から選ばれた児童生徒が代表となってまちづくりの思いを伝える「子ども議会」が行われています。これも主権者教育の一つです。

また、中学校では、「まちづくり」をテーマとして各校の生徒会役員が一堂に会して、自分たちが取り組んできた地域活動や今後のまちづくりへの具体的な提案を市長にプレゼンテーションするなどの取り組みもしてきました。

選挙投票への興味関心が低い要因としては、主権が自分たち一人一人にあるということを実感として持つことができていることや、家庭の政治への関心が低いことなどが考えられます。

現在、各中学校で行われている自分たちの区長さんたちとの対話集会、それを通して、自分たちが地域に出て行って行うさまざまなボランティア活動や防災探検隊の取り組み、祭りへの参加などの学習活動が、身

近なまちづくりに興味を持ち、主権者意識の高揚につながっていくと考えます。

また、現実の選挙での投票率の低さにもあらわれているように、大人の政治への無関心が若い世代の選挙投票への関心の低さにつながっていると考えられます。学校での授業をきっかけとして、家庭でも投票権の大切さを考えたり、テレビや新聞を見ながら子供と政治を話題にするなど、家庭との連携を深める取り組みについても今後充実を図りたいと考えています。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

次に、現在は18歳以上に投票権が与えられまして、対象年齢がぐっと引き下がりました。対象者には高校生などの学生もおりますが、投票に対しての意識づけへの取り組みをどのように市のほうではされているか、御質問させていただきます。

また、現在進めているもの等含めて、今後どのようにしていくのかも確認します。

参考までに、ここ最近のその世代の選挙率がどのようであったか、あれば、お示しいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 19歳以上の有権者の方につきましては、20歳以上の方々への啓発活動と同様になりますが、高校在学中の18歳の有権者の方につきましては、市内の高校3年生に向けての啓発活動があります。在籍する高校を通じてチラシやパンフレットを配布するなどのほか、選挙啓発ポスターコンクールへの応募を通して選挙の大切さを考えてもらっているところでございます。ことしは、市内の高校から15名の応募があり、牛久市、茨城県の審査を経て、2名の作品が国のコンクールまで進んでおります。

また、学校の授業時間を利用して、出前講座を実施することがあります。平成28年の参議院議員選挙におきましては5月30日に、つくば開成高校で実施をいたしました。また、平成29年の衆議院議員選挙前には、高校ではありませんけれども、茨城農芸学院で実施をしたところでございます。

このような若い世代に対する選挙啓発活動を今後も継続してまいりたいと考えております。

続いて、18歳、19歳の投票率という御質問についてでございますが、18歳選挙権導入後の選挙を見てもみますと、平成28年7月10日執行の参議院議員選挙では、全国の投票率54.70%に対して牛久市の投票率は54.65%、18歳及び19歳の投票率は、全国が46.78%に対して牛久市が50.00%でした。

平成29年8月27日執行の茨城県知事選挙では、茨城県の投票率43.48%に対して牛久市の投票率は41.89%で、18歳及び19歳の投票率は、茨城県32.39%に対して牛久市が31.60%でした。

平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙の小選挙区選挙では、全国の投票率53.68%に対して牛久市の投票率は53.39%で、18歳及び19歳の投票率は、全国40.49%に対して牛久市が38.27%でございました。

この3回の選挙におきましては、おおむね対比するものよりも牛久市の投票率は低い形になっておりますが、参議院選挙の全国比に対してのみ牛久市の18歳、19歳のパーセントが高くなっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。パーセンテージ等、ちょっと通告はしたんですけども、急速いろいろ対応していただいてありがとうございます。

全国区の選挙のほうが投票率が当然いいという話なんですけれども、この話は、前回、私が一般質問の中でお話しさせていただいた広報課、広報担当の吉川室長のところでぜひ活用して、牛久市の投票率の引き上げをお願いしたいところであります。啓蒙活動という話だと思いますので、ぜひ意識づけの中で宣伝等やっていただきたいと思います。

まともりませんが、済みません、次の質問に行きます。

全体の投票率も少ないと私は思っています。その中で、今後上げていくにはどのような取り組みが必要か、改めて、どのような考えをされているのか、確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 選挙制度につきましては、不在者投票制度や期日前投票制度が導入されており、投票の機会をふやす試みが行われております。牛久市では、期日前投票所を4カ所設置するとともに、選挙当日は、県内のほとんどの市町村が行っている投票時間の繰り上げを行わず、午前7時から午後8時までの投票を行うなど、投票しやすい環境づくりに努めてまいりました。

啓発活動におきましては、先ほど述べた学校に向けた啓発のほか、市内大型店舗へのポスター掲示、広報車による広報、広報紙への掲載を初め、ホームページ、フェイスブック等のSNSによる広報も行っております。また、有権者一人一人に投票所入場券を郵送していることも他の自治体では余り見られない取り組みでございます。

しかしながら、全国の自治体同様、牛久市におきましても投票率が伸び悩んでいる状況は否めません。投票率を上昇させる速効性のある特効薬はないというのが実情でございます。

18歳選挙権が始まったことで若年層の投票率が注目されているところでございますが、若年層の投票率が低いのは、家庭内での政治離れ、すなわち「親が投票に行かないからだ」という意見も聞かれます。

先ほどの答弁のとおり、学校での主権者教育も重要ではございますが、親が子供を連れて投票に行くことも家庭における主権者教育の一環と言えます。これが子供たちにとって、「投票には行くものだ」という意

識づけにつながり、将来の投票率の上昇が期待されます。そのために有権者に対する啓発だけでなく、子どもたちへの選挙啓発につきましてもさまざまな方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

さまざまな子供たちに対してのさまざまな選挙啓発というところで、これは最後に、4番の後に御質問を改めてさせていただきたいと思います。非常に大事なお話だと思いました。

その前の話、ちょっと答弁の中で特効薬はないという部分なんですけれども、少し悲しいなど。私は親が選挙に行くという意識づけが大事という今答弁をお聞きしまして、当然、私は行っていますし、ほかの保護者の方も行っているのは知っていますので、選挙啓発の件は後でちょっと少し話させていただきたいと思います。

その前に、4番で、政治参画意識の高い若者や団体が、活動されている方がいらっしゃいます。そういう方々と主権者教育の推進を広める運動を本市として取り組む気はないかどうか、御質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 平成28年3月28日に、牛久青年会議所が主催する選挙啓発のイベントに選挙管理委員会として参加させていただいた経緯がございます。今後も公正中立な立場での選挙啓発につきましても、さまざまなグループとの連携も視野に入れてまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

青年会議所さんが主催されたというのは、私OBなので参加させていただいたんですけども、すごくよかったなと思っています。高校生に、生徒会という縛りをつけていましたけれども、縛りはなかったのかな、あれがそういう縛りではなくて普通に参加してやっていただけるというのに対して、そういう意識を市のほうでも支援していただくと大変すばらしい事業になっていくんじゃないかなと感じました。ぜひ、応援してあげてください。

それと、さきに戻りまして、さまざまな選挙意識の啓発運動ということでお話をいただいたのに戻るので、PRであったり、啓発活動の投票率の引き上げには随分と限界があるのかなとも感じました。根本的にソフト面での意識づけが低学年のころから必要であるのかなと感じます。小中学生とか実際に投票に行けない世代から、どういうふうな意識を持っていただけるのか、先ほど1番項で事業内容等はお聞きしましたけれども、改めて、次世代にこういうことを伝えていくのか、教育長に総括していただければありがたいなと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 総合的な学習の時間というものがあまして、これは教科書がない授業でして、教科書は何かというと、地域の人とか、物とか、歴史とか、そういったものが教材として総合的な学習というものがされていくんですが、その中で批判的に物を見る力というものを育てていきたいと思いますというのがありますので、子供たちの中で、この道路はこれでいいのかな。空き家たくさんあるけれども、これでいいのかな。太陽光発電いっぱいふえてしまったけれども、これでいいのかなという、そういう身近なものに疑問を持つような批判的な力をつけていくことが大事なのかなと思うことと、一方では、校内で生徒会の選挙をやったりしていますので、そういう選挙の仕組みということと、もう一つは、子供たちが身近なものから課題を発見して、それに問題意識を持つと。そういったことを両輪でやっていくのは大事なのかなと思っています。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。無理やりというか、御答弁いただきましたけれども、我々というか、私、市議会議員としてもやっぱり大事な問題だと思いますし、こういう将来に向けての意識というものは、ともに啓発運動、意識づけ運動という形で取り組んでいただきたいとお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

大きな2点目といたしまして、いよいよ来年度に向かいました国民体育大会の盛会に向けた確認の質問をさせていただきます。

本市においては、軟式野球と空手競技の開催となっているところであります。全国より多くの人数が、参加者が集まる大会の安心・安全かつ円滑な運営は責務であることと思うところであります。

まず初めに、本市における開催日数及び来場者数の見込みがどのようになっているのか、確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」は、2019年9月28日から10月8日までの11日間、県内各市町村を会場として開催されます。

牛久市での開催競技日程でございますが、まず、空手競技につきましては、9月28日の土曜日から30日月曜日までの3日間。軟式野球競技につきましては、10月4日金曜日と翌5日土曜日の2日間、それぞれ牛久運動公園体育館・野球場を会場に開催されまして、全国各地からたくさんの方が本市を訪れることとなります。

本市を訪れる来場者数につきましては、過去に同競技を開催した先催自治体の数を参考に、選手・役員・関係者・一般来場者を含め、空手道競技につきましては3日間で約1万8,000人、軟式野球競技につきましては2日間で約2,400人と想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 2番目としまして、会場周辺の交通防犯対策、会場内も含めてですね。どのよう
にお考えか。そして、駐車場、この辺がどのように確保されているのか。予測状況もわかればお示しいた
きたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

国体開催時における会場周辺の交通状況でございますが、特に空手道競技開催時は、先ほども申し上げま
したとおり、多くの方が来場すると想定をしております。また、来場する方の主な交通手段は、過去に開催
いたしました先催自治体からの調査では、自家用車で来場が多いという報告もいただいております。運動公園
周辺道路は時間帯により混雑が予想されております。

混雑緩和対策といたしまして、開催前には予告広報を実施し、会場周辺には開催予告看板や駐車場への誘
導看板などを設置、大会当日にはホームページにて駐車場の空き情報の提供、駐車場出入り口には誘導員や
警備員を配置する予定であります。

次に、運動公園の駐車場についてでございますが、開催時には約1,200台が駐車可能となっております。

空手道競技開催時における運動公園駐車場の利用につきましては、選手役員などの関係者の駐車場及びシ
ャトルバスの発着所、来場者に対してのおもてなしコーナーとして駐車場の一部を使用する計画であります。
一般来場者の駐車場につきましては、一部を運動公園駐車場を利用できるよう計画をしておりますが、主に
中央生涯学習センターの駐車場及び市職員駐車場を予定しており、会場までをシャトルバスを運行しまして、
来場していただくという計画で進めておるところでございます。

また、JRでの来場者も多く想定しておりますので、最寄り駅であるひたち野うしく駅からのシャトルバ
スの運行も計画しておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） シャトルバスを設定するということですが、もしわかればですが、バスの
台数等がわかれば教えていただきたいなと思います。これは通告していないので、わからなければ別に結構
です。わからない……。では、結構です。済みません。

次の質問に行かせていただきます。

多くの来場者がいらっしゃいますが、参加者及び関係者の宿泊に関しまして、どのようにコントロールさ
れているのか、手配をされているのかという形で、こちらも確認をさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答え申し上げます。

選手監督・役員などの宿泊につきましては、県と市町村が合同で委託しております「合同配宿センター」に当市も加わりまして、配宿の計画を進めております。

この「合同配宿センター」は、国体開催期間中の隣接県を含めた宿泊可能な宿泊施設や部屋数などを把握し、県内各市町村の競技日程や宿泊する人数に応じて無駄なく配宿を振り分けることが可能となります。

現在、空手道競技では選手役員約900名程度の宿泊が予想されておりますが、市内の宿泊施設での提供可能部屋数では不足することが予想されております。そのため、隣接しておりますつくば市を中心に配宿できるよう調整をしておるところでございます。

軟式野球競技は、水戸市・笠間市・高萩市・日立市・土浦市、そして、牛久市の6市での開催となりますので、選手役員の宿泊につきましては、大洗町で一括での配宿を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 900人もの宿泊者を本市で取り扱えないのは、私がふだん思う経済的効果の観点から非常に残念であります。手配は間違いないということで次の質問に行かせていただきます。

2番の国民体育大会の4、最後の質問になりますけれども、大会会場の整備の進捗ということで通告させていただきましたが、大会のウオームアップや選手の控えなどで使われる新設の武道場につきましては、実際の試合の会場とならないとお聞きしています。本大会の試合会場は、メインアリーナの体育館のほうと聞いておりますけれども、この辺は間違いないのであります。また、本会場の設備や備品等、建物の耐用年数や基準値、安心・安全の観点から含め、御説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 国体における空手道競技は、競技面4面及び観覧席1,000席が必要となり、全日本空手道連盟から要望を受けております。この要望を満たすため、市内の競技会場としては体育館メインアリーナのみでありまして、観客席数につきましては常設300席、仮設700席を設置し、要望数を満たす計画でございます。

体育館サブアリーナにつきましては選手の招集所として計画しており、現在建設中の武道館は茨城県選手団を省く46都道府県選手団の控え場及びアップ会場として使用いたします。武道館は、選手が試合前において万全の状態でごせる適切な施設と考えております。

しかしながら、大会を運営するための「競技本部」や「審判員控室」となるべき各諸室においても、今年度開催したリハーサル大会において不足することが検証されました。悪天候にも対応できるように、仮設物での対応を視野に入れて、大会運営がスムーズに進むよう準備を進めております。

また、競技会場でありますメインアリーナの空調につきましても、リハーサル大会の教訓を生かし、猛暑日などでも最適な環境での試合が進行できますよう、仮設ではありますが、整備したいと思います。

一般観客が利用するトイレにつきましては、体育館内のトイレが選手や監督などの関係者専用となってしまうため、体育館周辺への仮設トイレも設置して対応するとともに、会場に入れない方も想定し、会場外に大型モニターを設置し、観覧できるように計画しております。

また、野球場におきましては、この野球場は平成23年から3期工事で予定したものでございまして、2期工事が終わった、28年にでございますけれども、この球場を利用した開催となります。会場自体については、諸室も多く、リハーサル大会においても大きな問題点はございませんでした。

会場周辺に設置する「案内所」などの仮設物については、空手道競技同様、スムーズな運営がなされるよう準備を進めています。

武道館施設は、国体での空手道競技の補完施設として利用をスタートしましたが、国体での利用を最終目的としているのではなく、今後、市内武道の定期練習や大会、中学校体育連盟や高等学校体育連盟の市内大会や県南大会などの利用、さらには、市民の健康増進につながる既存の講座、現在、体育館サブアリーナで開催していますエアロビ教室、ヨガ教室などの回数増加や新たな講座を開講し、より長くより多くの皆様に利用していただくことが最終的な目的となっています。

東京パラリンピックにおきましても、事前キャンプ地としての検討をしております。現在、関係する機関から情報収集をしているところでございます。

また、大規模災害時には、身体に障害をお持ちの方が気兼ねなく避難生活を送れるよう、福祉避難所としての位置づけをした施設となります。

最後になりますが、開催まで1年を切りました。半世紀に一度の国体大会の機運をさらに盛り上げるために、さまざま皆さんの御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 御答弁ありがとうございます。

御答弁の中で、野球場は問題ありませんとの話がまずありました。大会で使う野球場ではないんですけれども、参考までなんですけれども、平場のそこら辺、それ以外の野球場の使用料を引き下げてほしいという声を預かっていまして、前回もちょっと取り上げさせていただいたんですけれども。近隣市町村に比べて、若い世代には利用料がちょっときついなと。せっかく、こういう国体の野球大会の会場に選ばれているので、ぜひ、そういう日常にプレーできるのを浸透させてもいいのではないかな、なんていう声を聞いて、今、教育委員会さんに御相談させていただいているところであります。これは答弁とかそういうものは要らないです。参考までにということで。

あとまた、武道場建設なんですけれども、国体が最終目的ではないとの答弁をいただきましたけれども、申しわけないんですが、市民の皆さんは、実はそう思っていないくて、「国体の中で空手競技をやっているから、仕方ないか」というような感じで、私のほうには声を寄せられています。幾らぐらいなんですよという話をすると、「建設費用、そんなにかかるの」みたいな感じなんです。

4番に関しまして、それは私がちょっと言いたい話であって、質問は、再質問としましては、その2点ではなくて、備品・設備等は理解しましたので、会場自体の質問をさせていただきたいんですけれども。ちょっと調べさせていただいたところ、今回、例えば本会場の体育館の床や床下の安全面というところなんですけれども、体育館、通常、フローリングは全面床を削って、サンダーがけとかそういうものをやりますよね。面を機械で削って補修するメンテだと思うんですけれども、その辺、当初基準値の厚みを保ったり、傷の補修とか、また、床下の耐久などはどうなっているのか、質問させていただきたいと思います。通告書にはないんですけれども、口頭で通告しているかと思うので、お願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 再度の御質問にお答えをいたします。

本大会のメイン会場となる体育館の床面の安全性ということの御質問になろうかと思えます。今、議員からもありましたように、体育館の床に関しまして、フローリングの床なんですけど、これに関しましては、過去、平成12年だったかと思えますが、一度、サンダーがけをし、表面のささくれ等を取るという作業をし、近々、2回目のサンダーがけをするという計画は持っております。現時点で、床面の下の土台等に関して、心配されるような床が抜けるだとかそういった心配はないのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、今回、競技自体は空手道ということで、専用のマットも敷くということで、ささくれ等、今回サンダーがけしないで大会を迎えるということもありますので、そういった御心配もあろうかと思えますが、基本的には、空手道の競技についてはマットを敷き、その周りには保護のマットを敷いての大会開催ということになりますので、安全面には問題がないというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、議員の御心配されるようなことにつきましては、十分、市としましても考慮した上で大会の開催を迎えていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 体育館建設については、私も建てる時にも皆さんに御説明したと思います。あの当時は5億円ぐらいでやろうという話を始めました。その中で、いろいろなそういう施設を使う方のいろいろな御意見をいただきながら、やはり空調も必要ですねという話で、空調は国体時期のそういう暑い時期であるから、それも仕方ないね。そして、だんだん大きくなりまして、最初6億5,000万円ぐらいまでに

話をしました。でも、これじゃ無理ですよという話を聞きまして、いろいろなところでいろいろな話を進めて、そして、国体があるおかげで、いろいろな補助金、県、それから、いろいろ補助金を確保しまして、約5億円弱でできるようになったことも大きなゴアのあれでございました。

また、牛久市にはそういう福祉施設的なものがございません。長期滞在するときにはやっぱり畳をひいたものが必要であるというふうな話を聞いております。そういうことで、どのときで一番必要なのか、そして、皆さんに御理解いただく金額、金額というのは皆さんもいろいろございましょうが、ただ、私も今回敦賀市に視察に参りましたが、1週間の開催で7億円の経費がかかったという話を聞いております。そして、近隣の市町村においても、国体が来ることで約4億円、この4億円については、県からの1,000万円ぐらいの資金で、あとは全部一財でやるということでございまして、その施設に使った、そして、その費用、そして、この後の利用に関してもその首長は大変頭を痛めてございます。ですから、私たちがこの施設をつくったことにより、これからもまたいろいろな使い方ができるということで、まず、つくるばかりじゃなくて、やはりこの後も必要なのかなと。

あともう一つの大きなものでございまして、私も一番最初、国体の見取り図を見ました。そのとき、この時期、台風もことしは来ました。また暑うございます。そして、この季節でいいのかなということで、その中で大きなものでございましたけれども、緊急車の車両の動態もなく、これだったらどうするの、何か大きなことあったらどうするのという話をしましたら、「うん」という形で、じゃあ、これを解決するためには何が一番いいかということで、私たちも十分話してございます。そして、あの森にそういうものをつけることが、国体を通じて、一番、これからの牛久にとって、そういうものはどうなのか。そして大会をうまく運営するのどうなのかということで、それで、こういう結論に至った次第でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 先ほど御答弁申し上げました体育館のサンダーがけですが、私、12年と申し上げましたが、今、資料で17年ということでありましたので、訂正して、おわび申し上げます。失礼いたしました。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） まず、訂正いただきまして、ありがとうございます。

でも、訂正、もう一つあるのかなと思います。サンダーは2回じゃないですかね。「2回目を」とおっしゃいましたけれども、過去2回じゃないかなと私は思うんですけども、後で確認していただければと思います。

それと、市長のほうにいただいて、このお話、ちょっとやると通告外になってしまって私もつらいところなんですけれども、経費、補助額1億5,000万円は変わっていないというのと、建設が当初3億円で組

んでいたという話の前提になってしまうので、かかる経費は審議を通った以上しようがないという部分はありますし、逆にその経費負担においては、上限を見たらこれから経費削減をしていったというふうな形で、別に武道場の建設に限らずほかの事業もそうなんですけれども、そういうところは、議員の立場からいえば、この場で議論する話はできませんので、市長のほうにはお願いごととしてお願いします。

今の安全の話になりますけれども、会場のメンテナンス、安全性の確保が確認とれる予定というか、確認とれるということでお聞きしました。でも、耐用年数20年だったと思うんですけれども、実際25年ぐらいたと思いますので、さっき話していたメンテのサンダーとか、床下もぜひ、これだけ、1万8,000人の来場者という部分を鑑みますと、安心・安全の観点から、耐久性とかそういった施工工事の必要性の御提案として申し上げて、さらには大会の盛会を御祈念申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

3つ目といたしまして、振り込め詐欺対策についての質問をさせていただきます。

まず、振り込め詐欺の現況の確認をとらせていただきたいということと、よく市街を、「被害に遭われた方は警察に御連絡をしてください」と、パトロールカーがよく走っていらっしやいます。通常、警察への連絡先といえば110番だと思うんですが、その認識をちょっと警察署と思っている方もいらっしやるみたいで、「自分の家の電話のところ、例えば高齢者の方だとか、大きな文字で見やすく029-871-0110と書かれた、牛久警察はここですというものを市内に配ってみてはどうか、甲斐さん」と言われたことがあるんですけれども、こういう相談事というか、市民から私への提案事を含みおいた上で、今、振り込め詐欺に対して、本市がどういう状況であるのか、また、事例等があればとか、あと、対策は今現行どういうふうにされているのか、お聞きします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 牛久警察署に確認しましたところ、平成29年のにせ電話詐欺の発生状況につきましては14件の発生、被害総額が約1,200万円でございます。手口としましては、オレオレ詐欺6件、架空請求詐欺5件、還付金詐欺1件、融資保証金詐欺2件などでございます。本年、平成30年に関しましては、11月29日現在で16件の発生、被害総額は約2,500万円でございます。手口としましては、オレオレ詐欺9件、架空請求詐欺7件となっております。

また、牛久市としての対策としまして、市民の皆様から1人でも被害者を減らすために牛久警察署と協力して、被害防止に向けたさまざまな活動を行っております。にせ電話詐欺の予兆電話が市内の御家庭にあった際には、牛久警察署からの依頼に基づきまして、防災無線放送、またかつぱメールの配信、FMうしくうれしく放送を活用した被害防止の注意喚起を行っております。また、広報うしくなどの紙面を活用した広報のほか、交通防災課・交通安全協会によるシニアクラブに対する防犯講話・商工観光課・消費生活センターによる出前講座などにより、被害に遭いやすい高齢者への啓発活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） では、実際にそういう詐欺電話などを受けた場合、どういうふうな対応やこうしてくださいというのは具体的にどうしているのか。どういうふうな市民の方に指導されているのか確認します。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 市民の皆様からにせ電話詐欺ではないかというような情報が寄せられた際には、緊急性を要すると認められる場合には110番通報を促すとともに、牛久警察署へ情報提供を行っております。緊急性がないと認められる場合は、情報提供者への防犯指導を行っているところであります。防災無線やかっぱメールでは、「110番、または牛久警察署に連絡してください」というお知らせをしておりますが、牛久警察署では、迅速な初動捜査を行うには110番通報がより有効あるとのことでありまして、その周知を図るとともに、引き続き、被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

以上、大きく分けて3点にわたり、寄せられた相談事や情報の確認という意味合いで今回取り上げさせていただきました。よりよいまちづくりを目指しまして、地域の社会問題をともに解決していきますこととお願い申し上げます、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で4番甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時25分といたします。

午後3時16分休憩

午後3時28分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。本日最後の質問となりましたが、一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

私の質問は4つであります。

第1の質問は市長公約の進捗状況についてです。

私は、先日、総務常任委員会の視察で兵庫県伊丹市を訪問し、市長マニフェスト（公約）の進捗状況の公表について研修してまいりました。

伊丹市の市長は、公約を政治活動における重要な約束行為、民法でいう「信義にかかわる重要な問題」として大切に扱っています。2017年の選挙では、6本の大きな公約を掲げ、それらを具体化するための実施項目を明示し、毎年、各実施項目の進捗状況を点検して、実施済みと達成済みは二重丸、既に取り組み、あるいは計画的に進捗しているは丸、検討中と準備中は矢印によって表示し、市のホームページ等では、さらに各実施項目の取り組み状況について、本年度の実施状況と来年度の予定を詳しく記述しています。予・決算で各項目の具体的な内容を公表し、総合計画とのすり合わせも進め、総合計画の期間も現在の9年から8年に変更する方向で検討しているとのことでした。

さて、牛久市においては、現在、さきの市長選から約3年が過ぎたところでございます。私は、既に市長選直後の2015年10月、第3回定例会で市長公約の3つの柱と思われる、第1に「ひたち野地区に中学校新設」、第2に「ブラック市政の改革」、第3に「市政の私物化の排除」について、市長の決意のほどを質問いたしました。今回は、これらの進捗状況について質問をいたします。

まず最初に、ひたち野うしく地区の中学校新設についてであります。

池邊前市長は、下根中学校のマンモス化による教育環境の悪化を否定し、住民から寄せられた中学校新設の要望を無視し、他の教育予算を持ち出すことによって新設が無理難題であるかのようにでっち上げ、また、マンモス校化することが学校教育にプラスになるかのようなデマ宣伝まで行い、下根中のマンモス化を助長しました。

根本市長は、このひたち野うしく地区の中学校新設を公約にしたわけであります。そこで、今改めてひたち野うしく地区の新中学校建設の進捗状況と今後について説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ひたち野うしく中学校建設工事の進捗状況について、お答えをいたします。

ひたち野うしく中学校新築工事につきましては、全体を大きく4つの工区に分けて実施をしております。工区1は、校舎及び体育館。工区2は、給食室、武道場及び屋根つき広場。工区3は、北側敷地の駐車場やテニスコート及び幼稚園南側の駐車場。工区4は、グラウンド及び駐輪場等としております。

工区1の校舎・体育館につきましては、開発行為に係る諸手続、工事中の雨水流出防止のための仮設排水工事が完了し、現在は、基礎工事に取りかかったところでございます。なお、竣工は、平成32年1月末を予定しています。

工区3のテニスコート及び駐車場につきましては、雨水の浸透処理施設の設置が終わったところであり、平成31年3月末の竣工に向けて工事を進めております。

また、工区3のエリアに設置する防火水槽につきましては、去る11月20日に竣工しております。

今後の工事の予定につきましては、平成31年度に工区2の給食室及び武道場の建築工事、また、工区4のグラウンド及び駐輪場の工事を予定しております

最後に、一連の工事の状況写真につきましては、市ホームページ上に掲載しておりますが、今後につきましても随時更新してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 順調に進んでいるということでありました。

新中学校が完成するまでの下根中学校の教室不足への対処はどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

来年度の下根中学校の生徒数予測につきましては、私立の中学校への進学を10%見込んだ場合で、普通学級で本年度の1学年8学級、2学年8学級、3学年7学級の合計23学級から3学級ふえまして、1学年が10学級、2学年、3学年がともに8学級の合計26学級となる見込みでございます。生徒数といたしましては11月現在の777名から95名ふえまして、872名となる見込みでございます。

これに伴い不足する普通教室の確保策といたしまして、多目的教室や国際化ルーム、コンピュータ教室などを転用し、一時的には対応できるものと考えているところでございます。そのための改修の費用といたしまして、今回の補正予算におきまして300万円の予算措置を要求しているところでございまして、事前の準備を行った上で、春休み期間中の数日を使った工事で普通教室への改装を行う予定としております。

また、この教室不足につきましては、32年4月のひたち野うしく中学校の開校に伴いまして、下根中学校、ひたち野うしく中学校それぞれ16学級ずつに分かれ解消されるものと見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 下根中学校の教室不足についても、本来ならばもっと早く新中学校の建設というものを始めておけば、もっとこの不足への対処も少なく済んだのではないかというふうに思いますが。

次に、ひたち野うしく地区の中学校を新設すると、他の必要な教育関係事業が滞るなどの話も流布されているわけですが、他の必要な教育関係事業の進捗状況をお聞かせいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ひたち野うしく中学校建設事業以外の学校施設関係の事業につきましては、本年度、小中学校施設全体を見渡した長寿命化計画を策定しており、これに基づきまして老朽化の度合いなどから優先順位をつけ、今後、着実に実施をしまっている考えでございます。

また、長寿命化計画とあわせまして、翌年度以降の予算要求の基礎となる5カ年の建設事業実施計画を立て、国庫補助金等の採択の状況にもよりますが、毎年、計画的に施設改修等を行ってまいる考えでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） ひたち野うしく地区の中学校を新設すると市の財政が立ち行かなくなる等の話もいまだに流れているようですが、市債など市の債務状況と今後の見通しを改めてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

ひたち野うしく中学校、第一幼稚園、武道館の大型投資事業が本格的にスタートした本年、国・県支出金、市債、計画的に積み立てた財政調整基金等の財源を活用し、出産・子育てから高齢者までの社会保障経費を初めとする市民サービスに影響がないよう予算編成を行いました。

ひたち野うしく中学校建設の起債借入額は、平成28年度から平成29年度までの決算額で4億3,390万円、平成30年度の発行見込み額が6億2,270万円、平成31年度の発行見込み額が16億580万円の総額で26億6,240万円を計画しております。

一般会計の起債残高のピークは平成32年度の271億8,000万円、同じく元利償還金のピークはひたち野うしく中学校の元金償還が始まる平成35年度が25億800万円となると想定しております。元利償還金につきましては、ひたち野うしく小学校建設後の平成23年度の25億2,000万円と比較し、ほぼ同額となっております。

また、普通会計が負担する元利償還金の標準財政規模に対する比率であります実質公債費比率につきましては、直近の平成29年度が2.1%であり、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っております。

茨城県が取りまとめをしました平成29年度決算における実質公債費比率は、茨城県44市町村中、日立市に次ぐ第2位となっております。これは予表の数字で第2位でございます。

標準財政規模が微増ではございますが、毎年、増加している現状では、平成35年度の実質公債費比率の推計値は平成23年度の6.2%から4.8%に改善される見込みですので、財政運営に大きな影響はないと考えます。

しかしながら、社会保障経費を初めとする義務的経費が増加する中、市債については残高、償還額のみならず総合的な管理を行い、全体的な見通しの中、適正な管理のもと財政運営を行わなければならないと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) ひたち野うしく地区の中学校の新設に向けては、住民の意見を十分に聞いて進めていくとのことでしたが、実施状況と今後の予定についてお聞きいたします。

○議長(板倉 香君) 教育部長川井 聡君。

○教育部長(川井 聡君) お答えいたします。

ひたち野うしく中学校建設に当たりましては、平成29年3月と本年6月の2回、ひたち野うしく小学校の体育館におきまして、市長出席のもと住民説明会を行いまして、その際にグラウンドや体育館、駐車場などの施設面や周辺道路、部活動の要望、自転車通学のマナーなどさまざまな視点での御意見、御質問をいただいたところでございます。それらにつきまして十分に考慮しながら施設整備を行うとともに、開校後の学校運営におきましても考慮してまいりたいと考えているところでございます。

また、開校後の学校運営につきましては、PTA組織とともに今後はコミュニティスクールを見越した学校運営協議会が設置されてくるものと予想されますので、その中で地域の方々の御意見等が学校運営に取り入れられてくるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長(板倉 香君) 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 2番目のブラック市政の改革について質問いたします。

以前は、市の庁舎内で池邊前市長のどなり声が鳴り響くという、考えられないようなパワハラが市役所を支配し、さらには不当労働行為、残業代不払い、振替休日未消化など、違法行為が満ちていました。電通やワタミなど、労働者を長時間過重労働、不払い労働などの違法行為によって使い潰し、離職あるいは自殺に追い込むなどの企業をブラック企業と呼んでいます。池邊前市長時代の牛久市役所はまさにブラック市役所でありました。

根本市長は、所信表明で「最も重要なことは行政におけるコンプライアンス、法令遵守であります」と述べました。そこで、法令遵守に関して、まず、法令違反の象徴でもあった不当労働行為の解消について質問します。

2007年に池邊前市長が一方的に廃止した職員の夏季特別休暇の復活を求める団体交渉に関して、県労働委員会は2009年に命令書で「到底、誠実に団体交渉に臨んでいたとは認めがたく、実質的には団体交渉を理由なく拒んだものと同視せざるを得ず、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する」と断じました。

不当労働行為とは、違法行為そのものであり、その解消はブラック市政改革の第一歩とも言えます。不当労働行為の解消はどのように進んだのでありましようか。

○議長(板倉 香君) 市長根本洋治君。

○市長(根本洋治君) 夏季休暇につきましては、平成19年度に廃止し、平成27年まで付与しておりま

せんでした。28年からは3日間を付与し、今年度は1日ふやし4日間の付与となっております。また、来年度はさらに1日ふやし5日の付与を考えております。

このような勤務条件の変更に当たっては、私もできる限り出席し、職員組合との団体交渉を誠実にいき、そのほかにも職員組合費のチェックオフの再開や育児休業からの復職時の調整の改善、組合掲示板の復活などを行ってまいりました。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 着実に進んでいるというお話でした。歓迎したいと思います。

次に、パワハラに関しては、牛久市議会は2014年に全国的にも先駆けとなるパワハラ防止条例を制定し、市長をも含めたパワハラ対策を強化するために努力してきました。

根本市長のパワハラ防止に向けた対策について、進捗状況をお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 実際のハラスメントの事例では、加害者が全く加害意識を持っていない場合や低い意識しか持っていなかったために起きたケースが非常に多くあると言われており、対策としては、ハラスメントについての認識を共有することが重要で、啓発活動が欠かせないものであると考えております。

市では、計画的に管理職を対象といたしましたハラスメントの研修を行うとともに、メンタルヘルス研修の開催や同内容の研修に職員を派遣しており、今後も、継続して実施をしてみたいと思っております。

また、今以上に相談者が相談しやすい体制をつくりまして、より快適な人間関係、職場環境となるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 私は、そもそもパワハラというものはトップがどうだこうだということももちろんさまざまに影響しますが、人間が集合した場合に必ずいろいろな形で問題が起こってくる、その中の1つというふうにも考えることができると思うんです。ですから、トップがどうであるかどうかということに関係なく、このパワハラの問題というのは常に起こり得るものとして、別にそれが起こったから大慌てでどうのこうのではなく、起こるのが自然というとおかしいですけれども、ある意味、起こるものなのだというぐらいの気持ちで対処していく必要があるのではないかというふうに思います。

次に、残業代不払いと振替休日の未消化に関しては、どちらも労働時間管理の強化、職員数の確保などが関連しますので、一緒にそれらの解消の進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） まず、時間外勤務につきましては、各職場の状況によりまして管理職の勤務命令で行われるものとなっており、勤務命令により行った時間外勤務に対しましては時間外手当を支給をして

おります。

引き続き、時間外勤務の縮減に取り組みまして、職員の仕事と生活の調和が図れるよう努めてまいります。

振替休日の取得についてでございますが、振替休日の職員全体の取得日数といたしましては、平成26年度が2,161日、27年度が2,313日、28年度が2,240日、29年度が2,394日となっており、取得日数としては増加傾向でございます。しかしながら、全ての職員が完全に取得できているわけではございませんので、今後は、振替休日が計画的に取得できるような環境を整えてまいりたいと考えております。

また、これまで杉森議員から御質問にあった時間外の縮減や休暇の取得状況を改善し、職員のワークライフバランスを実現することによりまして、業務効率を上げ、市民サービスの向上につなげるため、常勤職員の増員をしておりますが、今後も計画的に職員の増員を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 今は、人材を集めるのが大変だというふうに言われておりますので、ぜひ職員数の確保についてもさまざまに努力をお願いしたいと思います。

続いて、3つ目の市政の私物化の排除について質問します。

市の職員採用から入札、契約、人事まで、癒着と腐敗の構造を断ち切らねばなりません。市議会は、この間、政治倫理条例の強化を図るために努力してきていますが、根本市長は、「腐敗した構造の根源を絶ち、正常でクリアな牛久市を取り戻しましょう」と呼びかけ、答弁では「癒着は、利益誘導を絶つ必要があります。全ての疑惑に対し、皆さんと一緒に対応していきます。入札の資格要件や選定などは公平なものに見直していきます。関係法令を重視し、市民から疑いを持たれることのないよう透明性を確保します。審議会等の委員の人選においても公平性と円滑な運営を確保できるよう、適任者を選出していきます」と、述べました。

小坂城址土地購入問題については、市議会でも百条委員会を設置し、調査してきているところですが、この疑惑解明、透明性確保に向けたこの間の経過について質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 小坂城址の土地購入に関する疑惑の解明に向けては、平成27年12月議会において、牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例案を上程し、議会の議決をいただきました。

平成28年1月には、県内の弁護士、司法書士、税理士の各関連団体に、公正・中立な立場から委員の推薦をお願いし、同年2月に3名の委員からなる牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会が設置され、調査が開始されました。

調査内容は、関係資料の精査、市職員に対するヒアリング、関係者からの直接または書面による聞き取り、

第三者である不動産鑑定士に対するヒアリング及び本件土地の評価額の妥当性に関する意見書の取りつけなどで、調査期間は平成28年2月19日から平成29年7月21日までの約1年5カ月で、その間、14回の会議を行い、平成29年7月28日に調査報告書が提出されました。

報告書では、「小坂城址公園の整備計画、土地購入及び公園整備事業までの一連の事務手続自体には、不適切とまで言える点は認められなかった」こと、及び「土地評価事務処理要領の規定に従った本件土地の評価については、妥当な評価方法により評価されている」と報告されている一方で、「前市長が本件土地の転売について知ったのはいつか、本件土地の購入決めたのはいつか、将来牛久市が本件土地を購入するとの確約があったのかといった疑義について、関係者の全てに対しての聞き取りができなかったこともあり、全てが明らかになったとは言いがたい」とも報告されております。また、「本事案は、本来であれば、強制力を持って調査できるいわゆる百条委員会において調査がなされ、調査結果の公表がなされることが望ましかった」と提言されております。

調査結果につきましては、議員、報道関係者に発表するとともに、市の情報公開統合窓口やホームページでも公表しております。

この調査委員会は、法的な強制力を持たないため関係者の全てに対しての聞き取りができなかったこともあり、全容の解明には至りませんでした。委員の方々は限られた情報の中で全力を尽くしていただいたと考えております。

現在、議会において百条委員会での調査が継続しておりますが、再び小坂城址にかかわる百条委員会が設置されたきっかけもこの調査委員会の調査結果によるところが少なくないものと考えており、調査委員会が果たした役割につきましては一定の評価がなされるべきだと考えております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 確かに、調査委員会の役割は大きいものだというふうに思います。今、市議会で行っているわけですが、我々も頑張っていかなければならないと考えます。

次に、入札に関しては、この間、どのような改善策を講じてきたのでしょうか。特に入札参加資格では、前市長時代の事業実績の評価がネックの1つになっているとも聞きますが、入札の資格要件や選定などは公平なものに見直すということについて、進捗状況を聞きます。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 工事等の入札や契約につきましては、競争性によって担保される公正な価格を実現し、地場産業育成の観点から市内業者が優先的に参加できるように配慮をしているところでございます。また、関係法令等を遵守し、公正性、経済性、履行の確実性ととも、市民から疑いを持たれることのないよう、より一層の透明性を確保することに努めております。

改革の進捗状況といたしましては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、品質の確保の

観点から、ダンピング対策として、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定が発注者の努力義務として明記されております。このうち、最低制限価格の設定につきましては、運用できるように例規の整備を行いました。低入札価格調査基準につきましては、現在、制度導入に向けた調査検討を行っているところでございます。

次に、地場産業育成の観点から、一般競争入札の資格要件の緩和を行いました。具体的には、各業者の施工実績として認める期間を5年から10年へ拡大し、参加可能業者に求める総合評定値や完成工事高等を引き上げております。また、大規模な工事におきましても、工種ごとに分離発注を行い、市内の業者を初め多くの業者に参加していただくことを可能といたしました。

今後、発注する案件につきましても、工事の規模、難易度、技術的特性等を勘案し、案件ごとに条件設定いたします。これまで以上にひとしく市内業者が優先的に参加できるよう要件を設定するとともに、施工能力のある優良な業者が参加できるような見直しを図ってまいります。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） この入札問題に関しては、これに関連する裁判等も進んでいるというところでありますので、なかなか難しいところもあるかというふうに思いますけれども、なるべく速やかにこれらの問題が解決をしていくという方向に向かってほしいというふうに思います。

次に、委託契約については、運動公園の体育館等の管理能力に疑問符がつくような事態も生まれています。池邊前市長時代に行われた委託期間を5年とする長期契約について、検討の経緯などについて説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 国や地方公共団体等が契約行為を行うに当たっては、予算措置が必要であり、履行期限は予算の制限を受けております。そのため、ほとんどの契約案件は単年度契約となっておりますが、内容によっては複数年で契約することにより経済性が有利に働く案件もあります。

こうした長期的事業の効率的で円滑な執行を図るために、債務負担行為や継続費等の制度が例外的に認められているところでございます。契約の履行期限は予算段階で設定されるため、契約方式にかかわらず上限を設けることはしておりません。

また、予算の単年度主義に対し特例として定められているものに、長期継続契約があります。地方自治法の規定により、これまでも認められていた電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約等に加え、平成16年の法律の一部改正により、政令で定める契約を締結できると規定されたことで、地方自治法施行令において「翌年度以降にわたり物品を借入又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度に契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」が加わり、具体的な範囲については条例で定めることができるようになっております。

この長期継続契約について、現在、その制度導入に向けて調査検討を行っているところでございます。

こうした制度面の整備を進めるとともに、随意契約で複数年履行する契約におきましては、漫然と継続することなく、社会状況等の変化や新規事業者の参入、事業内容等の工夫で競争を生じさせることができるか等を確認し、適正な契約となるよう今後も努めてまいります。

また、公共施設のLPガス供給についても、協定を見直し、各事業者の平準化を図ったところでございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 以上で公約についての質問を終えさせていただきます。

第2の質問は、牛久シャトーの事業撤退対策についてであります。これに関しては、既に複数の同僚から質問がされておりますので、事実経緯については省略をし、オエノンホールディングスへの働きかけ、特に市長のトップ会談などの予定はどの程度詰まっているのかなど、お聞きをさせていただきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

現在、事業の継続を求める嘆願書を市内のみならず県内外の関係団体からもいただいているところでございますが、杉森議員御指摘のとおり、撤退の決定が撤回されない場合というのは要望活動が長期となる懸念もでございます。多くの市民の皆様が今回のことに心を痛めており、さまざまな御意見が市に寄せられております。また、署名活動も始まっているとお聞きしており、これが実現した場合には、多くの市民の皆様の願いをオエノンホールディングスにお伝えできるものと考えております。

現在、議員の皆様にご答弁をさせていただいているとおり、今回の問題の一番大切な部分というのは、市民の皆様が牛久シャトーに対する思い入れが大変大きく、単に観光施設やランドマークの閉鎖にとどまらず、ふるさと牛久の象徴が失われようとする中、本施設の存在意義をオエノンホールディングスに再確認していただき、牛久シャトーが牛久シャトーであり続けられるよう、オエノンホールディングスと牛久市と市民が一体となって考えていけるようにすることであると確信しているところでございます。

現在、今御質問がありましたトップ会談に向けては、我々担当のほうでオエノンホールディングスの幹部の方と今交渉といいますか、話し合いをしているところでございます。それで、もちろん、前回もお答えしたと思っておりますけれども、市長とオエノンの社長のトップ会談が実現できるよう、我々のほうで今頑張っているところという状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 今のお話にもありましたように、オエノンが取締役会で正式に事業撤退を決めたということは、簡単に解決できる問題ではなくなったというふうに考えられるわけでありまして。そこで、この

問題に対する市の基本的な考え方を聞きたいと思います。事業の継続あるいは再開に向け、長期の取り組みも覚悟して粘り強く働きかける、このことが大切かというふうに思いますが、改めて決意のほどをお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

牛久市民であれば、牛久シャトーとの思い出が必ずやあるはずです。春の桜、夏に家族で楽しむバーベキュー、秋のワインまつり、冬のイルミネーション、レンガ色の建物の前で記念写真を撮り、遠方からのお客様には必ずシャトーを案内し、ワインやワインケーキは手土産の定番でございました。以前はブライダル部門のあったことから、シャトーで結婚式を挙げた方も多いと存じます。このように、長年、市民に愛されてきた牛久シャトーは、牛久市の観光の拠点でもあり、市の象徴的施設であることから、一企業の経営の問題として捉えるのではなく、牛久の象徴を現在の状態で継続できるよう、あらゆる可能性を模索し、市が積極的にかかわることができるように取り組むべきであると考えております。

今現在、まず、市民の声を相手側にお伝えるために、事業の継続を求める嘆願書、こちらを市内外の関係団体からいただいております。これをオエノンホールディングス側にも、撤退の撤回を求める取り組みとして進めているところでございます。

今議会で議員の皆様にご答弁させていただいているとおり、全てはこれから、今先ほども申し上げましたけれども、我々担当とオエノンの幹部の方と今ちょっといろいろなお話し合いをさせていただいているところです。ここからがスタートだと思っておりますので、これからこのシャトーが長く続けられるよう、あるいはこのままの状態ですらわれるよう、我々も一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） これほど重要な問題ですので、この問題に取り組む特別チームが必要なのではないかというふうに考えますが、チームはどのように構成されているのか、あるいは今後構成する考えなのか、お聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えしたいと思います。

今、杉森議員から特別チームというお話がありました。今現在なんですけれども、何回も言うようで申しわけないですが、オエノンさん側の担当の方、我々担当との今話し合いが始まったばかりでございます。ですから、この後、トップ会談に向けて、まずそれを実現したいというふうに今動いているところでございます。

それから、全てはそれから、このシャトーをこのシャトーのままあり続けるように、いろいろな選択肢が

あると思います。それには、当然、今御提案がありました特別チームというものも必要かもしれません。そういうものを、我々あらゆる選択肢を考えてこれから取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 対策としては、要望活動と協力関係をどう強化するかという2つが大きくあるのではないかというふうに考えるわけですが、まず、要望活動については、今既に取り組まれていること、それをさらに大きなものにどうしていくのか。そして、長期の運動的なものにまで、ある意味、発想を広げて考えていく必要もあるのではないかと思います。場合によっては、市内だけにとどまらず、幅広く支持してくれる人々の声も組織する、社会的世論を形成していくというふうな意味合いも含めて、要望活動というものを展開していく必要があるのではないかと思います。今後の見通しについて質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

今の要望活動というのは、嘆願書を220を超える、今、団体の方からこちらがご預かりしている状況。これからますますふえると思います。恐らく300を超えるのではないかなという予想で今いるところでございます。

それと、署名活動、これは市長にいただくという予定だというのは聞いておりますが、市長に対しての署名活動を今区長さんを初め、商工会の皆様が取り組んでいるということもお聞きしております。

そういう形でまずは進めていきまして、やはり、トップ会談で牛久市が何らかの形でまずかわらなければいけないだろうというふうに思っておりますので、それを、市長とオエノンの社長との中での話し合いを、そこをうまくいけるような形でまずその話し合いを行うと。その後、それがどうなるかによって多少方向性が変わる可能性もありますが、まずはその結果で、我々が担当としても、先ほどあった担当チームでもいいですけれども、どのような形で今後シャトーを守っていくのかというものを含めて考えていきたいというふうに思っております。

それともう一つ、先ほど、県内外からとありましたけれども、牛久市内だけではなくて、市外、県内の団体の方からも今嘆願書なんかもご預かりするような状況になっております。

それと、市長が県知事とお会いしたときにも、県知事の「協力するよ」というお言葉もいただいているというの聞いております。

そういう形で、もちろん牛久市だけではなくて、もっと大きい形で、みんなでこの問題に取り組んでいきたいというふうにももちろん思っておりますので、今後ともこのような形で活動していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 答弁者に申し上げます。答弁時間が残り少ないので簡潔にお願いします。

杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 答弁時間ね、よろしくお願ひします。

次に、協力関係について、財政面、運営面、事業面での協力を可能な範囲で積極的に取り組むことになりませんが、具体的には今後の話し合いの中で詰めていくことになると思います。この協力関係の強化でも基本は信義が第一になると思います。一方的にどちらかだけが負担するとか、負担の押しつけ合いをするということではなく、市長が言う、ウイン・ウインの関係を長期に築くための協力のあり方について、市としての基本的な考え方を質問いたします。

○議長(板倉 香君) 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長(藤田 聡君) お答えをいたします。

牛久シャトーとは、これまでもいろいろな事業の連携をとってきて、さまざまな協力関係にあったと思っております。例えば、以前、牛久シャトーの敷地内でシャトー以外の店舗が物販することが認められていないなんていうときもありましたけれども、これは修復工事が完了した後、一般公開されて以降は、牛久市の依頼、我々の依頼とともに牛久シャトーに加盟しているぶどう園通り商店会からの働きかけにより、シャトー敷地内での商店会加盟店舗の物販ができるようになったというようなこともございます。これによりまして、「牛久シャトーフェスタ」や「牛久シャトーワインまつり」など、市内商店が牛久シャトーと連携協力してイベントを盛り上げたり、多くの集客を得られたことは記憶に新しいところでございます。

また、本年3月に行われました牛久市商工会青年部主催の「うしくピザフェスタ」につきましても、牛久シャトーを第1会場、牛久市役所隣の近隣公園を第2会場として開催するなど、観光面だけでなく、商工振興の面でもさまざまな協力により取り組みを行ってきたということがございます。

もう一つ、さらには、うしくグリーンファーム株式会社が生産した小麦「ゆめかおり」で醸造したクラフトビール「牛久ホワイト」は、国際的なビールの審査会で金賞を受賞しておりまして、人気が高い商品であります。

このように、牛久市と牛久シャトーとはこれまでも良好な関係を築いてきたと認識をしております。ですから、今後も、いろいろな話し合いはこれからになりますけれども、これまでのような良好な関係を築いていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長(板倉 香君) 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) この問題については、最後に、簡単に2点ほど聞かせていただきます。1つは、牛久シャトーが重要文化財になって固定資産税が減免されたということなんですけど、その範囲はどこからどこまでなのか。例えば、駐車場はどうなっているのか。あるいはあの庭園の部分はどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それともう一つ、飲食業は中核事業ではないということで位置づけられているようでは、実際に飲食業、物品販売業はどのような形態、例えば直営でやっていたのか、委託でやっていたのか、その辺についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

まず、1点目のシャトーの減免なんですけれども、こちらは前のぶどう園通りから、シャトーの建物がありますその奥に記念館があります。その範囲全体を減免していると。言いかえれば、駐車場とか、あとはガーデンとか、お土産屋さん、あちらはまた別の話でございます。

2点目、シャトーさんの全て直営でやっております。お店とかは全て直営でやっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 直営なんですね。何か、従業員の方に聞くと、12月のあれが終わってから、「どこに行くんですか」と聞いたら、「まだ全然決まっていません」みたいな話をしておりましたので……。そうですか、わかりました。

次に、第3の質問に移らせていただきます。

駅前のムクドリについてでございます。

現在は既に群れは姿を消したわけですが、中央農業総合研究センターによれば、ムクドリは主に群れで生活し、夏から秋にかけては、笹やぶや街路樹などに大群で夏ねぐらをつくり、数百から数万の大集団になると言われています。この夏ねぐらは10月半ばごろにはなくなり、周囲の竹林などにたくさんの冬ねぐらをつくり、冬ねぐらは夏ねぐらに比べ小さく、数百から数千羽程度の群れになるといいます。

市民からさまざまに相談を受けるわけですが、それは大きく分けて2つあり、被害の面からの相談と、鳥獣保護の面からの相談であります。

最初に、被害の面からですが、ふん、羽毛、騒音等の被害の相談を受けますが、資料などでは、農作物の被害も大きいとも書かれています。牛久市では、どのような被害の相談を受けているでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） ムクドリにつきまして、農作物の被害というのは報告されておられません。

以上です。（「その他は」の声あり）

ムクドリにつきましては、例年、夏から秋にかけての夕方の時間帯に牛久駅やひたち野うしく駅周辺に多数飛来しておりまして、市民からは多数の問い合わせをいただいております。

これらの時期の夜間、ムクドリのとまる駅東西口周辺の樹木や電線等の周囲では、鳴き声による騒音や羽

毛の飛散、ふんによる路面の汚れ等の被害が確認されております。

このように、駅周辺にムクドリが飛来する状況は本市のみならず、お隣の土浦市とか、つくば市、取手市など多数の地域で確認されている状況でございます。ただし、他の自治体におきましても抜本的な対策がなく、対応に苦慮しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、鳥獣保護の視点からの相談ですが、環境が破壊され、ムクドリも含めた鳥獣の住む場所の減少も背景にある。ムクドリに害を与えるような行為をすべきではなく、人と鳥獣との共生できるまちとして対策を考えるべきであるというものです。

市としては、鳥獣保護の観点は当然のことであり、それを踏まえた対策について、この間の研究の成果並びに今後の取り組みについて説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 杉森議員のおっしゃるとおり、国の環境省では、5月に愛鳥週間という野鳥を保護する週間を設けているような状況でございます。量的な問題もありまして、群れの大きさとかで御迷惑がかかっているというのは事実でありますので、牛久市内におけるムクドリの対策につきましては、平成28年第3回定例会、29年第4回定例会の一般質問でもお答えしておりますが、ねぐらとしてとどまる場所を減らすための樹木の強剪定を行うほか、ムクドリが嫌がる音声を流したり、電線に鳥がとまりにくくする忌避剤といいますちょっとつつんしたものなんですけれども、そういったものを装着するなどの防除策、来ていただかない方法というものを行う一方で、ふんで汚れた歩道を清掃することによりまして、周辺への影響を軽減する措置を講じてまいりました。

議員のおっしゃるとおり、ムクドリは鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の対象となる野鳥でありまして、駆除を目的とした捕獲に対しては法に基づく許可が必要となりますが、駅前や住宅地といった人の往来が多い場所での実施については、その方法も含めて非常に難しいのが現状でございます。そのため、対策としては、さまざまな手段による追い払いが中心となります。近年では、過度な追い払いを行うことによって、他の地域で新たな被害が発生したり、落葉樹から、近隣の常緑樹や人工物にねぐらが移動することによって、被害が広範囲、長期化に及んでしまうおそれが指摘されているところでございます。

市といたしましては、これまでの対策を踏まえつつ、ムクドリの生態を踏まえた効果的な対策が講じられるよう、継続的に関係機関のアドバイスや協力を求めながら、忌避策を模索してまいりたいと思います。

特に、夏場に繁殖期が終わりまして、10月以降に大集団から小集団、コロニーが小さくなりますので、そういった生態についても一つ一つちょっと考えていかないと、駅前だけでも対象となる木が31本ぐらいあるんです。牛久駅とひたち野の駅周辺の樹木についても31本ほどの対象物がありますので、そちらのほ

うも選定をかけながら、どの木とどの木にネットを張るとか、強剪定をすとかという手法を来年考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 最後に、第4の質問に移らせていただきます。

東海第二原発の再稼働の危険性についてであります。

周知のとおり、11月7日、原子力規制委員会が、日本原子力発電株式会社、いわゆる原電の提出していた東海第二原発の運転期間延長を認可しました。東海第二原発は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型（BWR）で、出力110万キロワットの大型原発であります。

多くの市民、研究者、団体と同様、私も名ばかりの規制委員会の暴挙に満腔の怒りを禁じ得ません。「原発いらない茨城アクション」実行委員会の抗議文を一部紹介します。

1970年代に設計した原発は、30年余りの運転を前提に設計したものです。東海第二原発は既に40年を迎えますが、それをさらに20年延長し60年も運転することは実験にほかなりません。茨城県は、日本原電の実験場ではありません。

東海第二原発の審査に関する問題点は、パブリックコメント1,259件に全てがあらわれています。非難燃性ケーブルに防火シートを巻く方法を了承とした判断への批判、地震対策、津波対策の不備、フィルターつきベントへの疑義、これらに多くの批判意見が寄せられました。

茨城県民は、東海第二原発で過酷事故が発生した際の100万人規模の住民避難が現実であり得ない計画であることを知っています。住民の避難計画が成立しない立地条件にある原発の再稼働は、住民の生命と財産を奪うものです。

ところで、私は先日、総務常任委員会の視察で兵庫県の篠山市を訪問し、原子力災害対策について視察研修してまいりました。

篠山市は、最短の高浜原発から56キロメートルの位置にあります。牛久市が東海第二原発から65キロであるのと同様、30キロ圏内ではありません。しかし、住民の生命と財産を守るために、国の原子力防災施策に盲従することなく、自分の頭で考え、独自の原子力防災対策を打ち出しているのです。

なぜ、30キロ圏内でもないのに独自に対策を考えたのか。それは2011年の福島第一原発事故で、原発から47キロにある飯館村が全村避難の指示を受けた。福島県以外の広範な地域にも多くの放射性物質が降り、たくさんの人たちが自主避難をせざるを得なかった。こういった事実があります。

また、福島第一原発事故の際、当時の内閣府は、事故が最悪になった場合、半径170キロメートルの範囲を強制避難として考えなければならないと想定したという事実がございます。

翻って、牛久市地域防災計画（地震災害対策計画編）では、第3章「災害応急対策計画」に第17節「原子力災害における広域避難者の受け入れ」があるだけで、牛久市が原子力災害の対象地域に入ることは想定

されていません。

国の規定に沿ったものですが、それで牛久市民の生命と財産を本当に守れるのでしょうか。これまで、地元という原発の立地自治体とされてきましたが、原発災害の規模はそのような狭い小さい規模では済まされず、篠山市は地元という考えで対応しているのです。

その意味では、牛久市は地元と考え、対策を考えるべきではないかと思いますが、市の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲は、東京電力福島第一原子力発電所事故以前は、原子力発電所から8キロから10キロメートル圏内とされておりました。

しかし、福島原発事故ではこの範囲を超えて避難等が必要となったことから、原子力規制委員会がIAEA（国際原子力機関）の国際基準を参考として策定した「原子力災害対策指針」により、この範囲がおおむね30キロメートル圏内に拡大されました。

なお、これに伴い、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画も30キロメートル圏、いわゆるUPZ圏以内について作成することとなっております。

これを受け、茨城県では、東海第二発電所のUPZ圏内の14市町村、96万人の避難計画を盛り込んだ「茨城県広域避難計画」が平成27年3月に策定されました。

なお、同計画には、避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先はUPZの区域外とすることが定められており、当市もUPZ区域外であることから、ひたちなか市の避難先として指定されているところです。

したがって、当市においては他市町村への避難計画はございませんが、重大な原発事故が発生した場合、放射性ブルームの通過に伴う放射能汚染のおそれがあることから、必要に応じて、「屋内退避」の措置を講じることを、現在のところは想定しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 再度、答弁者に申し上げます。答弁時間か残り少ないので、簡潔にお願いします。

杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 質問事項が多いので、申しわけございません。よろしく申し上げます。

篠山市は、「原発災害にたくましく備えよう」というハンドブックを作成し、市民に啓蒙しています。これがそのハンドブックであります。このハンドブックの要旨は、原子力防災の要点は3つだということです。

第1は何か。「とっとと逃げる」であります。

国の避難計画などに縛られず、原発の深刻な事故が発生したことがわかった段階でとっとと逃げることを勧めているのであります。放射能を運ぶ風は予想がつきにくく、変化します。このため、避難が遅くなればなるほど被曝のリスクが高まります。すぐに原発から遠く離れることが一番大切です。そのために、

事前に遠い避難先を確保しておくことも勧められています。

牛久市の場合、国の避難計画に縛られ、屋内退避などを市民に指導することは、避難をおくらせることにほかなりません。住民の生命と財産を守ることに反する。さらには、住民を守る立場の消防、警察、市の職員らの生命をも危機にさらすことになりかねません。このことについて、市の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 篠山市のハンドブックでは、「とっとと逃げる」ことが一番大切であるということが掲げられていますが、事故の規模によっては、放射性ヨウ素等の吸入による内部被曝と比べ、放射性希ガス類等による外部被曝が脅威となる場合があるという研究結果もございます。

放射性プルームは比較的短時間で通過すること、また、プルームによる市民の無用な汚染を防止することを考慮すると、内部被曝と外部被曝の両方を回避でき、かつ、容易に実施できる屋内退避が、当市における避難行動として最も実効的であると考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 事故の大きさとか、あるいはその後の展開というのは想像ができないというのが原発事故ですよね。そして、気象とかそういうものについても、はっきり言って、予測ができるというものは限られているわけです。ですから、こう必ずなりますなんていうふうなことは言えません。だから、篠山市は、事故のことを聞いたら一刻も早く逃げなさいということを言っているわけですね。このことについては、また検討してもらったらいいのではないかとこのように思います。

篠山市の原子力防災の第2の要点は、「心のバリアをとる」です。

心のバリアには、迫り来る危険性を認められない、「大丈夫だろう」という思い込み、いわゆる「正常性バイアス」（思い込みですね）や、周りが逃げないので、逃げなくても大丈夫だろうと思い込む「集団同調性バイアス」、また、自分が逃げたらパニックになるのではないかとこのように思い込む「過大評価バイアス」などが指摘されています。

心のバリアを外す、このことが大事。そして、外すのに有効な方法は避難訓練だそうです。東海第二原発の再稼働が迫った場合、今後、牛久市自身も原子力災害の避難訓練を考えなければならないと思いますが、市の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長 高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） いわゆる正常性バイアスは、原子力災害時に限らず、あらゆる災害時においてマイナス要因となることを認識しております。正常性バイアスの危険性について、現在進めております避難所開設・運営訓練や各地域で行われている自主防災組織主催の防災訓練等、さまざまな機会において今後とも啓発してまいります。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 篠山市の原子力防災の第3の要点は、「被害を少しでも減らす」であります。

放射線による被曝は、量が多いほど危険です。被曝の量を減らすための避難の3原則を挙げています。第1に、ハザードマップや自己予測などを信じ過ぎないで、少しでも危険を感じたらとっとと逃げるとのこと。第2に、どの災害も見通しは難しいわけですが、命を守る可能性は必ずあるものですから、どんな状況になっても決して諦めない、努力をするということであります。第3に、率先的避難者になるということでもあります。自分が率先して逃げるとのことです。周囲の人の心のバリアを解除することにもそのことがつな갑니다。

牛久市の場合も、被害を少しでも減らすことを考える必要があるのではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長 高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 原子力災害時にあっては、放射線による被曝を少しでも減らすことが被害の軽減につながることに認識しており、先ほど答弁したとおり、当市においては、現在のところ、必要に応じて屋内退避を実施する考えでございます。

なお、原子力災害については、国を初め、さまざまな専門機関で研究・調査が進められております。原子力災害の危険性は十分認識しておりますので、今後とも、これらの動向を注視し、必要に応じた措置を講じてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、稲敷地区6市町村放射能対策協議会の動向に関して質問します。

同協議会は、この間、東電に対して共同して放射能被害による損害賠償の請求を行ってきました。この間の進捗状況について説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 損害賠償請求7回目のことしにつきましては、11月5日に行いまして、平成29年度分の放射能対策経費として、協議会全体で1,724万4,630円を、そのうち、牛久市分として1,047万3,463円を請求いたしました。

これまでの協議会全体の累計請求金額は5億6,944万7,530円に上りますが、東京電力から支払われた金額はわずか3,362万7,514円にすぎず、わずか5.9%にしかならず、未払い金額は5億3,582万16円という状況です。

このうち、牛久市の請求金額は1億5,583万7,386円ですが、支払いがされた金額は1,376万7,873円で8.8%、1億4,206万9,513円が支払われておらず、このうち、95%に当た

る1億3,482万7,969円が人件費となっております。

本年第1回市議会定例会でも答弁いたしました。これまで、東京電力は人件費に対する賠償は行わないという強固な姿勢を崩していなかったことから、大部分が人件費である未払い金の支払いは非常に困難な状況でありました。

ただし、今回の東電賠償請求時に、協議会の指示により、次年度請求時には東電側へ人件費の使途の明細資料を作成する旨を申し合わせましたので、今後はそれをもとに交渉することとなっております。これについては東電側でも交渉に応じる回答を得ております。協議会といたしましてはこの交渉を進めてまいります。2021年3月には損害賠償請求権の消滅時効を迎えることを見据え、今後の対策として、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRへの和解申し立てをし、和解への道を探ることを検討してまいりますと存じます。

また、これまで損害賠償請求行動は協議会として行ってまいりましたが、和解申し立てにつきましては、6市町村それぞれの事情があることから、同時に申し立てをするにしても、一括交渉は困難であると考えております。

今後、ADRへの和解申し立てに関しては、「当事者の間に入り和解による紛争の解決に努めること」が、地方自治法第96条に規定するあっせんにあたるため、申し立て前に議会の議決が必要となります。和解申し立てによる解決方法をとらせていただく場合には、議会へ議案上程させていただき議決を受けた上で進めてまいります。

裁判につきましては、和解に至らない場合の手段となりますが、以前、市の顧問弁護士より、賠償請求額に伴う弁護士費用が多大であるとのこと等からADRを優先すべきという回答を得ております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 報道によると、福島県浪江町の町民109人は、11月、東京電力と国を相手取り、原発事故の損害賠償約13億円の支払いを求めて福島地裁に提訴しました。原告は、原発事故で地域コミュニティが破壊され、長期間の避難を余儀なくされただけでなく、東電が事業計画で原発ADRの和解案を尊重すると盛り込みながら、原発ADRが示した慰謝料増額の和解案を拒否したことについて、町民の期待を侵害したとも訴え、1人当たり1,210万円の損害賠償を求めている。約2,000人が追加提訴を検討しているとも言われています。

原発ADRに関しては、東電自身がこのような無視をしている。こういう事実があるということです。これからADRを使ってやるということについては、まず、そこで行うということはよろしいかと思えますけれども、その先のことも見据えながら、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 裁判、和解等の交渉につきましては、市民にとって一番有利な方向を考えたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 最後に、「無理な避難計画より再稼働の撤回」についてですが、11月27日、大井川茨城県知事は、記者会見で東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会の具体的な日程を発表しました。

茨城新聞からの質問、「今回の住民説明会ですが、30キロ圏外での開催について、今後予定というのはどうでしょうか」というものに対し、「あくまでもUPZ、原発から30キロ圏内が含まれる市町村の中で開催をしたいと考えています。理由としましては、UPZにおける住民の方々が恐らく最も安全上、財産あるいは身体、生命、そういうもののリスクが存在するというございますので、まず、その住民の皆様方の理解を進めていくことが一番大事なのかなと考えています」と答えました。

ここで注目すべきは、「最も」と「まず」という言葉であります。30キロ圏内が最も安全上、財産、あるいは身体、生命、そういうもののリスクが存在するというのは、30キロ圏外のリスクを否定しないということであり、また、まず、その住民の皆様方の理解を進めていくというのは、30キロ圏外での開催の必要性を否定していないということでもあります。

2014年に稲敷地区6市町村放射能対策協議会は、当時の県知事に対し3項目の要請書を提出しました。特にその第1として、「原子力災害対策については、UPZの30キロ圏を対象としている現在のその圏域にとらわれることなく、県内全域の安全対策として取り組むこと」という要請でした。当時の県知事は、県としては国の指針に従って進めるが、他方で、国の指針が現実にそぐわないところもあるので、県と市町村が一体で実態に即した対応を国に求めていきたい」と回答しました。

そこで、私は、稲敷地区6市町村放射能対策協議会として、東海第二原子力発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会の開催を要請してはどうか。あるいは提案することを検討したらどうかと考えます。

牛久市長が会長を務めているわけですから、牛久市での開催を協議会で提案したらどうかと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 稲敷地区6市町村放射能対策協議会として、30キロ圏外での説明会の開催要請を行うことについて考えているかということですが、東海第二原発の再稼働に関しては周辺自治体の意向を優先することを会としては申し合わせております。このため、説明会を要請する考えはございま

せん。

ただし、平成26年度の要請にあるとおり、茨城県が30キロ圏外になる区域において説明会を催す場合は、支援する等の方向性を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 30キロ圏というのは、先ほどのお話にもありましたけれども、やっとそこまで来たということなんですね。当初は原発の所在地だけが交渉の対象ということだったんです。東海村と県ですね。この2つだけが交渉の対象で、ほかは一切相手にされなかった。ところが、東海村などの村長も本当に頑張ってくれて、何とか30キロ圏の6市村のところまで拡大してきたわけです。ところが、実際には30キロ圏で済むというふうな話ではないということなんですね。ですから、私は、この6市町村、県南の稲敷地区のこのせっかくできた協議会ですから、それを大切にしながら、しかし、住民の生命と財産を守るためにやれることは何でもやっていくということが必要ではないかというふうに思いますので、ぜひ、そのことについてはこれから御検討をしていただきたいというふうに思います。

以上、希望を述べながら、私の質問を終えていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で6番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時52分延会